

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興
及び
令和 2 年度（2020 年度）の重点施策
に関する要望

令和元年（2019 年）6 月

熊本市

未曾有の災害となった「平成 28 年熊本地震」から 3 年が経過しました。本市では、被災者の生活再建支援を最優先に復興計画に掲げる施策を着実に進めております。

国におかれましては、発災当初からこれまで、被災者の生活支援に係る迅速な対応を始め、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々な支援を講じて頂き、心から感謝申し上げます。

しかしながら本市では、今なお約 3,400 世帯の方々が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、引き続き被災者の皆様が一日も早く生活を再建し、市民の皆様に復興を実感いただけるような施策を最優先で進めていく必要があります。

また、熊本城の復旧や地域経済をけん引する中心市街地の再開発や利便性の高い交通体系の実現など、「復興の加速化」へ向けた取組みを重点的に進めるとともに、本市の未来への礎を築くため、子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境整備を始め、次世代を担う子どもたちのための教育環境の整備や健康で暮らしやすい都市づくりのための施策などに積極的に取り組んでまいります。

国におかれましては、一日も早い被災者の生活再建と本市の復興への歩みを確かなものにするため、次の項目について、柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

令和元年（2019 年）6 月

熊 本 市 長 大 西 一 史

目 次

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

内閣府関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等
- 災害援護資金貸付制度に対する支援
- 統一的な被災者支援システムの導入
(併せて、総務省にも要望)
- 避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援

文部科学省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

- 児童生徒の心のケアに対する財政支援
- 熊本城の復旧・復興に対する支援
(併せて、国土交通省にも要望)
- 文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援
(併せて、総務省にも要望)

経済産業省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

- 中小企業等の振興に対する支援

国土交通省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

- 宅地復旧に必要な支援の継続
(併せて、総務省にも要望)
- 被災マンションの建替えに必要な支援の継続

令和 2 年度（2020 年度）の重点施策に関する要望

内閣府関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

- 社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援
(併せて、総務省、厚生労働省にも要望)

法務省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

- 外国人材の受入れ・共生のための環境整備

文部科学省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24

- 学校敷地の跡地利用に向けた法的手続の簡素化の検討
- 義務教育施設等の整備促進に対する財政支援
- SNS 等を活用した相談事業への財政支援
- グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実
- 学校における働き方改革の推進に向けた財政支援等

厚生労働省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P34

- 「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与
- 待機児童対策への支援
(併せて、内閣府にも要望)
- 子どもの貧困対策の推進に対する支援
- 子ども医療費負担軽減に向けた措置

国土交通省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P42

- 九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現
- 熊本駅周辺等の街路事業の整備に対する支援
- 公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保及び制度の拡充支援
- 白川改修事業・立野ダム建設事業等の治水事業の促進
- 桜町・花畑地区のオープンスペース整備に対する支援
- 熊本港の耐震強化岸壁の早期整備
- 下水道施設の改築・更新に対する国費支援の継続

農林水産省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P59

- 農業農村整備事業等に対する当初予算額の確保
- 成熟した園芸産地の維持・発展に対する支援
- 農地中間管理機構集積協力金の交付に係る要件緩和及び制度の充実
- 水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業に対する財政支援

環境省関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P69

- 市街地での鳥類の被害防止対策に対する支援
- 容器包装リサイクル制度における処理体制の見直しに対する支援

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に関する要望

内閣府

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

提案・要望事項

- 一、被災者生活再建支援制度の恒久的な制度改正として、
- ・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・宅地復旧に関しても支援金を支給していただきたい。

【現状】

- ・平成 28 年熊本地震では、多数の住宅被害が発生したが、現行の被災者生活再建支援制度は、半壊（解体世帯を除く）や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。
- ・また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、7 割程度に宅地被害が生じているが、現行の制度では支援の対象外となっている。

【課題】

- ・半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧に相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となっている。

【罹災証明書（住家）の交付状況（2019. 4. 30 現在）】

交付総数	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
136,403 件	5,766 件	8,967 件	38,946 件	82,714 件

【現行の支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数 世帯	全壊世帯 解体世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃貸	50 万円	150 万円
	大規模半壊 世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃貸	50 万円	100 万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃貸	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊 世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃貸	37.5 万円	75 万円

災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

提案・要望事項

- 一、災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者もいることが想定される。償還期間の延長や免除規定の緩和など被災者に寄り添った制度としていただきたい。
- 二、東日本大震災や平成 28 年熊本地震等、近年大規模な災害が全国的に発生している状況である。被災地の復興が円滑に進むよう、全国的な制度として被災自治体をより支援する仕組みとしていただきたい。

【現状】

- ・熊本地震における災害援護資金の貸付件数は 559 世帯で、貸付総額は約 9.5 億円となっている。これまでに、約 1 億円の繰上償還があった。
- ・残りの 8.5 億円については、据置期間（3 年間）が終了するため、令和元年（2019 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて、返済が開始する。

【現行の災害援護支援金貸付制度】

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10 年 (うち据置期間 3 年)	13 年 (うち据置期間 6 年)
貸付金の国への償還期間	11 年	14 年
免除規定	借受人の死亡・重度障害者となった場合で、連帯保証人に支払い能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

【課題】

- ・借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が想定され、償還期間が現行の10年では不足するケースが見込まれる。
(※阪神大震災では、兵庫県内の13市が貸し付けた計1309億円の災害援護資金のうち、平成30年(2018年)9月末時点で53億円が未返済。)
- ・東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、通常は免除規定が限られており、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。
- ・貸付原資の3分の2は国庫貸付金だが、償還期間最終年度において未回収分は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなり、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。
- ・償還に係る事務費についても、被災者から得る利息の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

【過去の災害における本市の貸付・償還状況】

貸付数	貸付金額 (千円)	未償還金額(千円) 2019. 3. 31 現在				未償還率
		未償還数	元金	利子	合計	
735 件	504, 960	116 件	60, 977	7, 029	68, 006	<u>12. 08%</u>

※仮に熊本地震被災者に対する災害援護資金貸付金の未償還率が、過去の災害時と同様に12.08%の場合、未収額が約1.1億円となり、本市が約7千万円を一般財源から追加で支出することとなる。なお、未償還数の116件には、生活保護受給世帯8世帯が含まれている。

【償還に係る事務費の見込額等】

●10年間の事務費【見込額】 … 約1.2億円

職員	嘱託職員	需用費・役務費	システム経費
87, 035 千円	10, 172 千円	3, 080 千円	19, 301 千円
※延べ13名	※延べ4名	※2019年予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】 … 約0.9億円

※未償還率が過去の災害と同様12.08%と仮定した場合

統一的な被災者支援システムの導入

【内閣府・総務省】

提案・要望事項

一、国において、マイナンバーを活用する全国統一的な被災者支援システムを導入していただきたい。

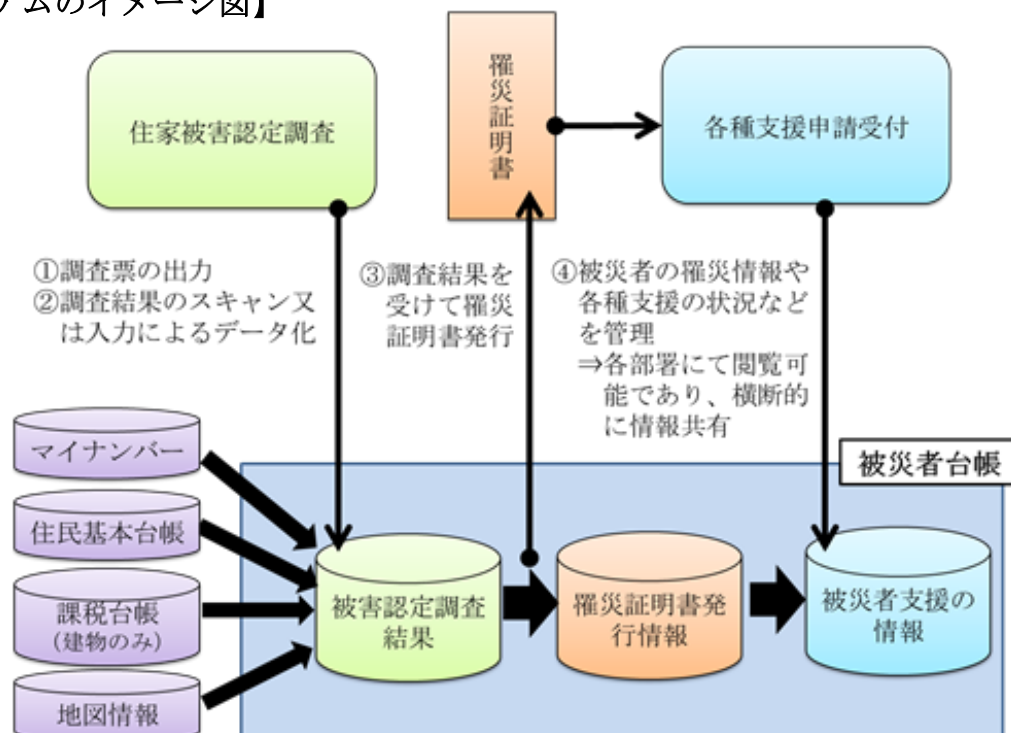
【現状】

- ・平成 28 年熊本地震のように、多数の住宅被害が発生する大規模災害時には、効率的な被災者支援を行うために住家被害認定調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用する総合的なシステムが必要である。

【課題】

- ・自治体単独でシステムを導入・維持することは効率的ではなく、広域的災害時に各自治体間で効果的な応援・受援を可能とするためには、統一的なシステムの導入が必要である。

【システムのイメージ図】



避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援

【内閣府】

提案・要望事項

- 一、避難所施設（指定外も含む）の非構造部材の耐震化における
現行補助制度の対象拡充及び環境整備（トイレのバリアフリー
化等）についての補助制度を創設していただきたい。

【現状】

- 平成 28 年熊本地震では、一部の避難所が被災し、避難所機能を果たせず、指定避難所以外の地域づくりの活動拠点として市内に 74 箇所設置しているコミュニティセンターのうち、28 箇所に延べ 13,000 人を超える避難者を受け入れるなど、多くの公共施設等も避難所として開設した。
- 高齢者や妊産婦、乳幼児等のいる家族は、指定避難所での避難生活を避け、車中泊等が多くみられた。

【課題】

- 大規模災害時に避難所（指定外含む）が十分な機能を発揮するために施設の耐震性能の更なる向上が必要であるが、非構造部材の耐震化については、指定避難所の特定天井のみが補助の対象となっている。
- 高齢者や乳幼児等といった要配慮者も含め、安全に安心して避難できる場所としての更なる機能充実が求められるところであるが、学校施設以外のバリアフリー化に対する補助制度が無い。

【現行の支援制度】

項目	想定している主な施設	現行制度
避難所施設の非構造部材の耐震化	・ スポーツ施設（指定） ・ 地域交流センター等の公設公民館（指定） ・ コミュニティセンター（指定外）	一部補助制度あり （※1）
避難所施設の環境整備 （トイレのバリアフリー化等）	・ スポーツ施設（指定） ・ 地域交流センター等の公設公民館（指定） ・ コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし

※1：指定避難所の非構造部材のうち特定天井の耐震化のみが社会資本整備総合交付金の対象

文部科学省

児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望事項

一、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援を継続していただきたい。

【現状】

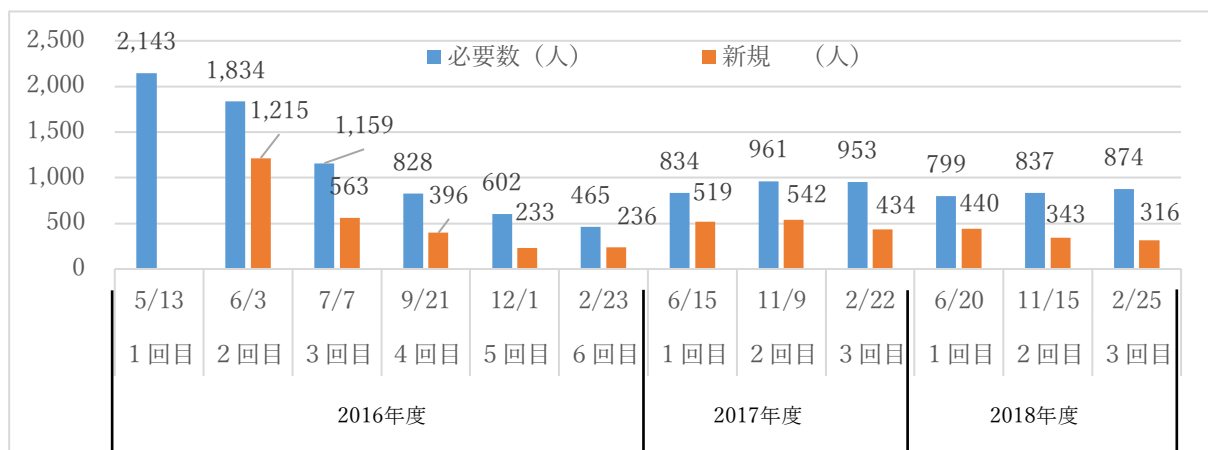
- ・平成 28 年熊本地震以降、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を継続して行っているが、毎回新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている。
- ・平成 30 年度（2018 年度）の調査において、カウンセリングが必要な児童生徒数及び新たにカウンセリングが必要となった児童生徒数は、ほぼ横ばいの状態で推移しており、地震の影響による子どもたちの心の不安は、時間をおいても現れると考えられる。

【課題】

- ・今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要がある。

【平成 28 年熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果】

（対象：熊本市立小中学校の全児童生徒）



【総事業費】

〈2016 年度〉 約 101,400 千円

〈2017～2018 年度〉 約 22,000 千円×2 ヲ年 = 約 44,000 千円

〈2019～2020 年度〉 約 18,000 千円×2 ヲ年 = 約 36,000 千円

計 約 2 億円

熊本城の復旧・復興に対する支援

【文部科学省・国土交通省】

提案・要望事項

- 一、熊本城の復旧・復興に向けて、現行の補助率の嵩上げを継続していただきたい。（文部科学省〈重要文化財建造物〉補助率 85%⇒90%、〈特別史跡（石垣、復元建造物）〉補助率 70%⇒75%、国土交通省〈都市災害復旧事業〉補助率 $2/3 \Rightarrow 0.783$ ）。
- 二、復旧・復興に係る現地指導や会議への出席、文化庁内に設置されている熊本城復旧総合支援室の継続など、人的・技術的支援についても、現行どおり継続していただきたい。

【現状】

- ・平成 30 年（2018 年）3 月に策定した熊本城復旧基本計画に基づき、文化財的価値の保全とともに、計画的・効率的な復旧と戦略的・効果的な公開活用に取り組むこととしている。

【課題】

- ・熊本城復旧基本計画の推進を図るためには、継続した財政支援と予算額の確保が必要。
- ・文化財の復旧には高い専門知識と技術を持った人材が必要。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省・総務省】

提案・要望事項

- 一、国指定文化財等の災害復旧に向け、継続的に財政支援を講じていただくとともに、国登録文化財に対しても補助対象を工事費まで拡大していただきたい。
- 二、県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての国庫補助制度を創設していただきたい。
- 三、指定文化財の災害復旧に要した負担額（民間所有者への市補助金を含む）に対して、特別交付税措置を講じていただきたい。

【現状】

- ・平成 28 年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧に相当の期間と多額の経費を要している。
- ・国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はあるが、文化財所有者の負担分も大きい状況にある。
- ・国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援は一部あるものの自治体をはじめ文化財所有者等の負担は過大となっている。

【課題】

- ・一部では未指定文化財建造物の解体も行われており、文化財の保存や復旧が進まない状況も懸念される。

【現行の支援制度】

項目	現行制度
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	補助率 ・国指定：70～85％ ・国登録：設計費等のみ70～85％
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定：補助制度なし ・未指定：補助制度なし
指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置：（地方負担額×0.8）

経済産業省

中小企業等の振興に対する支援

【経済産業省】

提案・要望事項

- 一、小規模事業者持続化補助金について、補助の上限額の引き上げと共に、必要な予算を確保していただきたい。
- 二、当該補助金の採択については、熊本地震の被災事業者に対して特段の配慮を行っていただきたい。

【現状】

- ・平成 28 年熊本地震後に顧客や販路の喪失に直面し、現在も経営が回復していない事業者が多い。
- ・被災した事業者を救済するため、平成 28 年度（2016 年度）には「小規模事業者持続化補助金」に、従来に加えて「熊本地震型」が設けられ、多くの被災事業者が活用した。
- ・「熊本地震型」は単年度で終了したが、本市経済の力強い復旧・復興のため、被災した小規模事業者の経営改善に向けた支援が引き続き必要である。

【課題】

- ・現行の制度では補助上限額が 50 万円となっており、資金力のない事業者は、少額な事業しか行う事ができない。
- ・当該補助金は、販路開拓をはじめ経営改善に資する様々な事業に活用できるため、非常に有効な補助金であるが、競争率が高く、被災した事業者が必ずしも採択されない。

【熊本県の「小規模事業者持続化補助金」申請及び採択状況】

実施年度	区分	申請件数	採択件数	採択率
2017 年度	一般型	211 件	54 件	25.6%
	熊本地震型	2131 件	970 件	45.5%
2018 年度	一般型	325 件	170 件	52.3%

一般型（通常分）…補助率：2/3、補助上限額：50 万円

熊本地震型…補助率：2/3、補助上限額：200 万円

※熊本地震型は 2016 年度中に公募し、2017 年度中に事業が実施された。

国土交通省

宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省・総務省】

提案・要望事項

- 一、宅地耐震化推進事業の推進に当たり、引き続き、必要な予算の確保や地方負担の軽減を継続していただきたい。
- 二、事業を推進するため、液状化対策委員会における国の関与を継続していただきたい。

【現状】

- ・平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生した。
- ・熊本市においては、その被害件数は約 7,200 件となっている。
- ・このうち、近見地区における液状化被害は約 40ha にも及ぶ広範囲であった。

【課題】

- ・近見地区は平成 30 年度（2018 年度）より工事に着手しているものの、更に工事が本格化していく令和 2 年度（2020 年度）の予算確保や地方負担の軽減を引き続き継続していく必要がある。
- ・宅地耐震化推進事業における液状化対策は、全国的に事例が少なく技術的な専門家が限られているため、引き続き国からの助言などが必要である。

【液状化被害】

【擁壁崩壊被害】



被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望事項

- 一、熊本地震に関連して実施される優良建築物等整備事業に関する補助率の優遇措置（補助率を 1/3 から 2/5 に読み替え）の申請期限（現状：令和 2 年（2020 年）3 月 31 日まで）を、更に 1 年間延長していただきたい。
- 二、令和 2 年度（2020 年度）事業量に必要な当初予算額を確保していただきたい。

【現状】

- ・被災マンションでの建替えが決定している団地は 2 団地
- ・そのほか、建替え決議に向けて権利者間で協議中の団地が 3 団地

【課題】

- ・建替え決議に向けた権利者間の協議に時間を要し、事業化が令和 2 年度（2020 年度）にずれ込む可能性の団地があることから、優遇措置の申請期限の延長が必要

（参考）

令和元年度国費内示額：235,386 千円

令和 2 年度（2020 年度）の重点施策 に関する要望

内閣府

社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援

【内閣府・総務省・厚生労働省】

提案・要望事項

- 一、社会保障・税番号制度は国家的な情報基盤であることから、その運用等に必要な経費については、国庫補助を含め所要の財政支援をしていただきたい。
- 二、データ標準レイアウトの変更に当たっては、準備期間を十分に考慮したスケジュールとしていただきたい。

【現状】

- ・国家的な情報基盤として平成 28 年(2016 年)1 月に社会保障・税番号制度が開始され、平成 29 年(2017 年)7 月からは国や他市町村等との情報連携が開始された。
- ・情報連携については、毎年度データ標準レイアウトの変更が行われており、本市を含め全国の自治体でその対応を行っている。

【課題】

- ・社会保障・税番号制度の運用に当たっては多額の経費がかかっており、地方公共団体の財政負担となっている。
- ・データ標準レイアウトの変更について、変更内容の確定後に再度の修正が行われるなど、円滑な対応が難しくなっている。

【データ標準レイアウト変更(2019年6月向け)システム改修スケジュール】

2018 年	4 月 20 日	データ標準レイアウト β 版公開	準備期間
	7 月 4 日	データ標準レイアウト β 版再公開	
	8 月 16 日	データ標準レイアウト確定版公開 次年度の予算要求に向けてシステムへの 影響調査・要件確認を開始	
	10 月上旬	次年度当初予算要求	
	11 月 7 日 ～ 2 月 5 日	8 月に公開されたデータ標準レイアウト 確定版の修正が示される(計 5 回)	
2019 年	2 月上旬	2019 年 4 月からのシステム改修に向けて 契約準備着手	
	4 月 1 日	システム改修契約締結	
	6 月 17 日	情報連携開始	

法務省

外国人材の受入れ・共生のための環境整備

【法務省】

提案・要望事項

- 一、在住外国人との共生に関し、国や地方自治体等の責務等を位置付けるための法整備をしていただきたい。
- 二、地方自治体が実施する在住外国人への生活支援等の共生施策に対する十分な財政支援の仕組みを創設していただきたい。
- 三、法整備や財政支援等が行われる際には、地方自治体等と連携し、よく意見を聴取するとともに、地域の実情に応じて柔軟に実施・活用できる仕組みとしていただきたい。

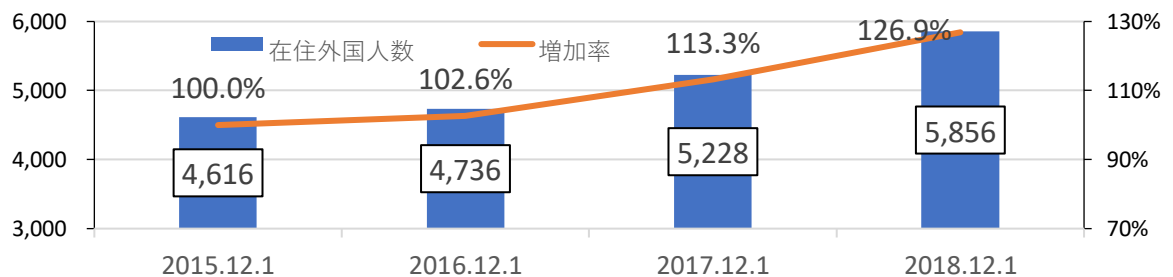
【現状】

- ・本市では、これまでも多文化共生社会の推進に積極的に取り組んでおり、特に、国際交流会館を拠点として、外国人に対する多言語での相談や外国人のニーズを捉えた情報・サービスの提供をはじめ、日本語習得の支援、防災対応、多文化共生に資する人材育成、在住外国人の生活全般について支援等を行ってきた。
- ・そのような中、平成 30 年（2018 年）12 月、国において出入国管理及び難民認定法が改正され、外国人材を受け入れる新たな在留資格が創設されるとともに、それに併せて「外国人材の円滑な受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられた。
- ・これまで、在住外国人への生活支援等の多くについては、各自治体の限られた予算の中で任意に実施してきた状況にあったが、今回の外国人材の円滑な受入れ・共生を実現するためには、総合的対応策の実施はもとより、国と地方自治体等がそれぞれの役割を明確にしつつ、連携して環境整備を進める必要がある。

【課題】

- ・外国人材の円滑な受入れ・共生の実現に向けては、一過性のものではなく、国・地方自治体・事業者・国民等が連携し継続的・総合的に取り組む必要があり、それぞれの責務、取組みの内容等を明確に規定する法整備が必要である。
- ・具体的な事例として、本市では熊本地震の経験から、言語や文化の違いによって外国人が孤立するという課題が見えた。そこで、災害時における外国人の安否確認や避難状況の確認、また、平時においては発災時において迅速に対応できるよう居住状況等の把握を行うこととしたが、現在は在住外国人を支援するという法的根拠がなく、個々の取組みごとに個別に判断しており、大変苦慮している。
- ・あわせて、地方自治体が実施する事業の継続のためには、法律補助としての位置付け及び確実な財政支援が必要である。
- ・さらに、総合的対応策の各取組みについては、未だ実施主体や実施時期等が不明確な部分が多く、地方自治体等における多文化共生施策等と結び付け、どのように推進していくのか見通しを立てることが困難である。

【熊本市の在住外国人数の推移（４年間）】



◇ 熊本市における主な取組み

- 事業者の人材確保・定着等への助成
- 留学生と地場企業とのマッチング会の開催
- 多言語での相談・情報発信
- 多文化共生ソーシャルワーカー活動
- 医療通訳ボランティアの派遣
- 地域日本語教室、日本語講座
- 防災訓練、防災カードの配布、メール配信
- 外国籍の子どもの教育支援
- 市ホームページの多言語化
- 窓口での申請書等の外国語版記載例
- 案内チラシの多言語化 等

◇ 熊本市における主な課題等

- 留学生と地場企業とのミスマッチ
- 事業者等の外国人材を受け入れる環境の整備
- 相談窓口の体制の充実・機能の向上
- 相談・情報発信の対応言語の増加
- 市内での多言語対応力の向上
- 対応する職員等人材の不足
- ボランティア等の確保・育成
- 地域におけるトラブルの増加
- 災害時における外国人への支援
- 外国人の住宅の確保
- 対応に必要な財源の確保 等

文部科学省

学校敷地の跡地利用に向けた法的手続の簡素化の検討

【文部科学省】

提案・要望事項

- 一、学校敷地内には個人の所有地として登記されたものが散見され、閉校後の跡地の有効活用に向けた法的手続に多大な時間、費用及び労力を要している。閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

【現状】

- ・近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国的に学校の統廃合が行われている。
- ・本市でも平成 26 年（2014 年）6 月、「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、平成 29 年（2017 年）3 月には、松尾東・松尾西・松尾北の 3 校を閉校した。
- ・当該施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、地域のシンボリックな存在である。

【課題】

- ・地域住民の共同の福祉又は利便の増進や地域の活性化を図るため、当該施設の民間活用に向け課題の整理を行ったところ、長年にわたり学校敷地内の一部に、個人の所有地として登記された土地があることが判明した。
- ・登記簿を基に探索を行ったところ、登記名義人が既に死亡し、推定される複数の相続人が他都道府県等に分散、所在が特定出来ないなど、跡地利用に向けた手続が困難を極めている状況である。
- ・現行法制度に基づき訴訟や詳細探索等を行った場合、多大な時間、費用及び労力を要するとともに、時間の経過に伴い推定される相続人が増加し、更に事象が複雑化する。
- ・全国の自治体でも同様の事例が見られ、今後、各自治体が学校の統廃合等を進めた場合、その対応に苦慮することが予想される。

義務教育施設等の整備促進に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望事項

- 一、学校施設の新增改築における補助単価と実勢単価に乖離があるため、実情にあった対象経費の算定や補助単価の引上げを、引き続き検討していただきたい。
- 二、児童・生徒の安全確保や学校施設の機能改善を図るため、屋上防水や体育館の床等の施設の部位改修についても補助制度として拡充するとともに、必要な予算を確保していただきたい。
- 三、児童・生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、屋外教育環境整備事業における国庫補助を継続するとともに、必要な予算を確保していただきたい。

【現状】

- ・本市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的に学校施設の環境整備に取り組んでいる。

【課題】

- ・近年、校舎・トイレ・体育館等、多くの学校施設の老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善を図るなど、安全で安心な教育環境の整備が必要。
- ・学校施設の新增改築については、補助単価と実勢単価に乖離があるため、自治体における財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。
- ・屋上防水や体育館の床等の施設の部位改修については、補助事業の対象外となるため、自治体における財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。
- ・長年運動場を使用することにより、土の締め固まり等による段差や小石が露出し、児童・生徒がつまずいた際に、予期せぬ怪我へとつながる危険性があるため、屋外教育環境整備事業を通じ、計画的な整備が必要。なお、当該補助事業については、令和元年度（2019 年度）までとなっている。

【屋上防水層 部位改修の事例】

改修前



改修後



【運動場排水不良の状況】



SNS 等を活用した相談事業への財政支援

【文部科学省】

提案・要望事項

一、SNS 等を活用した相談事業について、全額国庫補助による財政支援を継続していただきたい。

【現状】

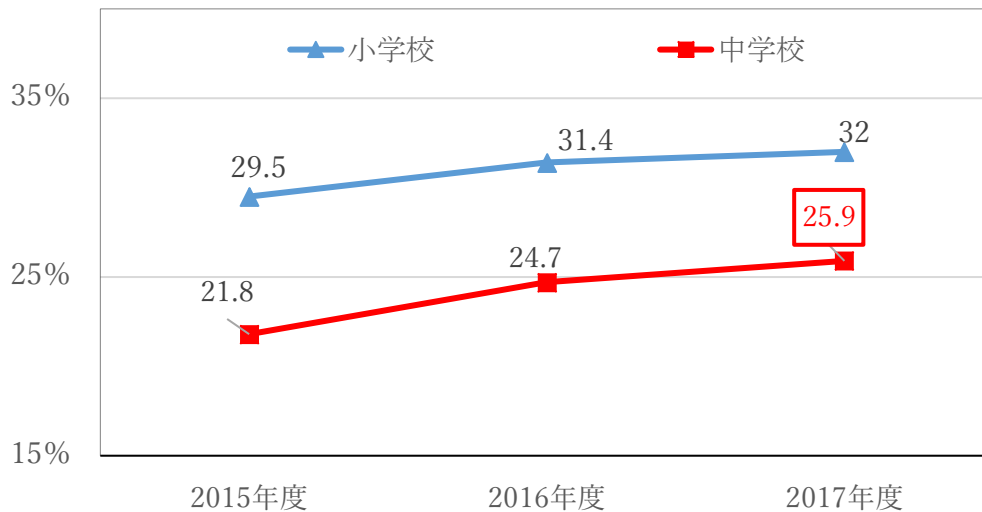
- ・本市が、いじめ等の実態把握のため毎年度実施している「熊本市立小中学校心のアンケート」の調査では、「いじめられたことがある。」と答えた生徒のうち、誰にも相談していない生徒が約 25%いるという結果が出ている。
- ・本市では、「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）」として、いじめの早期発見や自殺につながる前の子どもの小さな悩みや不安を拾い上げる意味から、平成 30 年度（2018 年度）に LINE を活用した相談事業を実施した。
8 月末から 9 月初めまでの 2 週間の相談期間に 234 件の相談があり、子どもたちにとって身近で相談しやすい LINE による相談の必要性が認められた。

【課題】

- ・LINE を活用した相談実施後の子どもへのアンケートでは、「電話や面談では相談が難しいが、LINE では相談しやすかった。」「（17 時から 21 時の間だけでなく）もっと長い時間、長い期間実施してほしい。」という声が多く、LINE 等を活用した相談体制の更なる拡充が必要。
- ・今後も SNS 等を活用した相談事業を継続して実施し、事業効果の検証を行い、より効果的な相談事業の実施が必要。

【いじめられたことを誰にも相談していない生徒の割合】

(「2017 年度熊本市立小中学校心のアンケート」結果)



【2019 年度 SNS を活用した相談事業実施内容（予定）】

- ・実施期間 2019 年 8 月下旬～9 月上旬の 2 週間程度（毎日）
2019 年 9 月上旬～2020 年 1 月末までの毎週日曜日
- ・実施時間 17 時～21 時
- ・対象者 熊本市立 42 中学校・2 高等学校・特別支援学校（高等部）
生徒 約 22,000 人
熊本市内の私立中学校・高等学校・熊本大学教育学部附属中学校・
附属特別支援学校（中学部及び高等部）
生徒 約 14,000 人
- ・予算額 8,710 千円

【2018 年度 SNS を活用した相談事業実施内容（結果）】

- ・実施期間 2018 年 8 月 24 日～9 月 6 日の 2 週間（毎日）
- ・実施時間 17 時～21 時
- ・対象者 熊本市立 42 中学校・2 高等学校・特別支援学校（高等部）
生徒 約 22,000 人
- ・SNS 相談内容でやり取りが成立した件数 177 件
- ・決算額 3,409 千円

グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実

提案・要望事項

【文部科学省】

- 一、JET プログラム以外の民間事業者の活用や直接雇用による外国語指導助手（ALT）についても、財政支援を講じていただきたい。
- 二、生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に係る財政支援を講じていただきたい。

【現状】

（外国語指導助手（ALT））

- ・本市では、小学校における外国語活動を先行実施するなど、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の充実に努めており、授業時数の増加・学習指導内容の高度化への対応には、授業で活用する ALT の増員が必要。
- ・ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、平成 30 年度（2018 年度）から一部民間事業者を活用。

（英語能力検証）

- ・国は生徒の英語力の指標として、中学 3 年生の段階で英検 3 級以上を有する割合を 50%以上と定めている。
- ・本市では、平成 30 年度（2018 年度）まで公益財団法人日本英語検定協会の復興支援を受け、『英検 IBA』を熊本市立中学校の全生徒が無償で受検し、中学 3 年生の段階で英検 3 級以上を有する割合は、平成 28 年度（2016 年度）の 2,497 人（36.9%）から、平成 29 年度（2017 年度）は 3,401 人（51.3%）に向上。
- ・受検した生徒は、自分の英語力が客観的に示されたことで学習意欲が高まり、教員もまた、より質の高い指導への意欲が向上するなどの効果があった。

【課題】

（外国語指導助手（ALT））

- ・今後、各自治体が ALT の拡充に取り組むことで、JET プログラム以外の ALT の需要も増大すると考えられる。
- ・しかし、ALT の配置への財政支援が JET プログラムのみに適用される現状では、ALT の拡充を図る自治体の負担が大きくなり、求められる英語教育の充実に向けた取り組みの支障となる。

(英語能力検証)

- ・引き続き『英検 IBA』を活用できるよう外部指標実施経費（検定料：中学 3 年生約 6,000 人対象で約 3,000 千円）を平成 31 年度（2019 年度）当初予算に公費負担として予算化したが、厳しい財政状況の中、費用負担が過大であり、継続や拡充が困難。

【ALT の雇用数の推移】

(人)

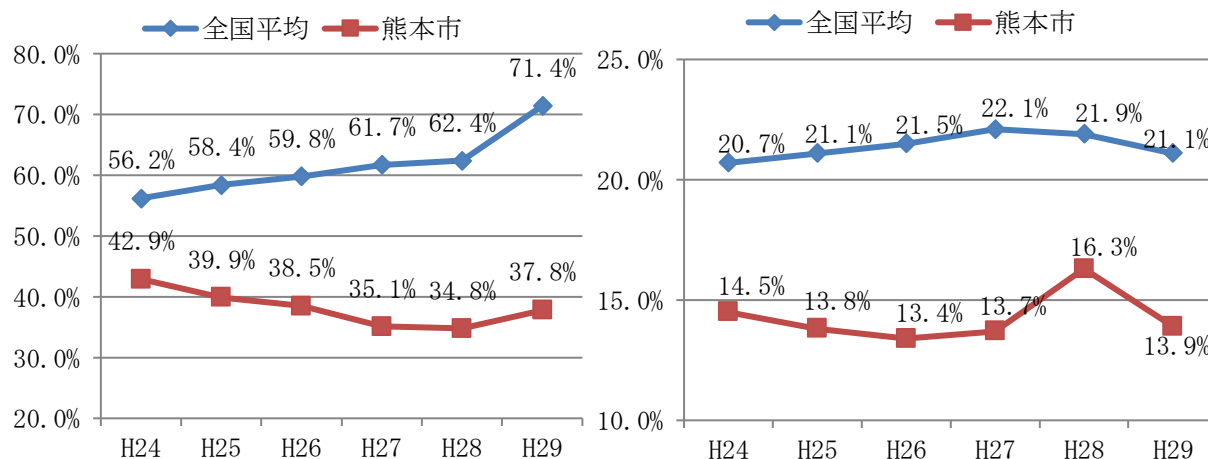
	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
JET	27	27	41	54
地域人材	6	6	3	0
民間派遣	0	0	10	10
合計	33	33	54	64

【小学校・中学校における ALT 等の活用授業時数の割合】

(ALT 等活用授業時数／外国語総授業時数 で算定)

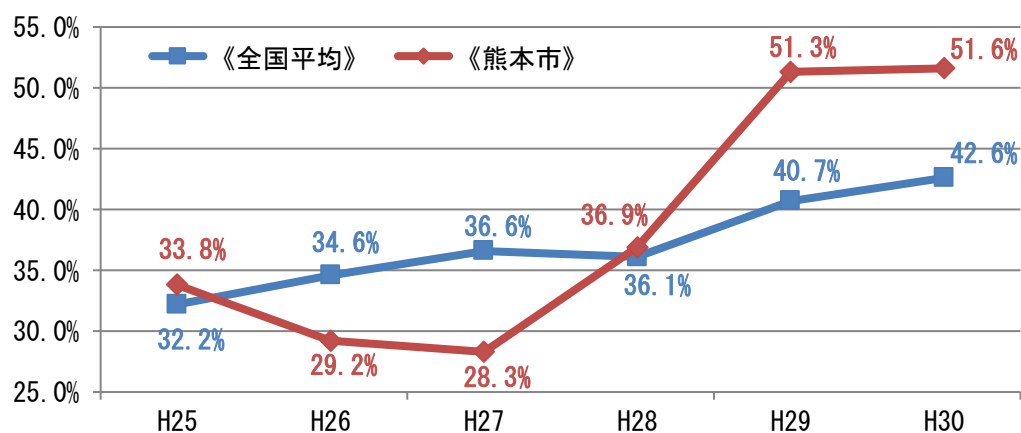
● 小学校

● 中学校



【英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる中学 3 年生の割合】

(英語教育実施状況調査)



学校における働き方改革の推進に向けた財政支援等

【文部科学省】

提案・要望事項

- 一、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー事業は、現在、国庫補助を受けて実施しているが、学校に安定的に配置するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。
- 二、部活動指導員等の人的配置等教員の負担軽減に向けた施策について、補助基準額の引上げ等、より一層の財政支援を講じていただきたい。

【現状】

(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)

- ・学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中、本市では、スクールカウンセラーは全中学校に配置しているが、スクールソーシャルワーカーについては教育委員会事務局から各学校に派遣している。
- ・平成 30 年度（2018 年度）からは、不登校対策モデル事業として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策サポーターの 3 職種を 2 中学校に配置し、効果を検証している。

(部活動指導員)

- ・中学校運動部活動は、学校教育活動の一環として大きな意義・役割を果たしており、指導内容の充実や生徒の安全確保とあわせ、教員の長時間勤務の改善に向けて取り組んでいる。

【課題】

(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)

- ・いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を学校に安定的に配置する必要がある。

(部活動指導員)

- ・現在、部活動を担当している教員の 39%が専門外の種目を担当しており、経験のない部活動の指導による教員の心理的負担が課題となっている。
- ・上記に加え、地域で運営するクラブチームとの連携や、複数の学校による合同運動部の実施等、部活動に代わり得る活動の機会を確保できる体制を整えるための取組みを検討する必要がある。

【2019 年度スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置】

職種	配置状況
スクールカウンセラー	通常配置中学校区 (40校区) 5,670時間 不登校対策モデル中学校区 (2校区) 930時間 合計 6,600時間
スクールソーシャルワーカー	スーパーバイザー 1,200時間×1人 不登校対策モデル校区 1,200時間×1人 校区派遣型 1,200時間×8人 合計 12,000時間

【2018 年度熊本市中学校運動部活動の指導体制】

部活動数	485 部
顧問教員	882 人
専門(指導経験 3 年以上)	539 人
専門外	343 人
※うち専門外のみで担当している教員	62 人
外部指導者	110 人

厚生労働省

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与

【厚生労働省】

提案・要望事項

- 一、国において、この 12 年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 二、望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と、生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、ドイツで導入された内密出産制度等について規定する法整備について検討していただきたい。
- 三、全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

【現状】

- ・熊本市の民間病院が設置した「こうのとりのゆりかご」には、平成 19 年度（2007 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 11 年間に全国から 137 人の子ども（うち熊本県内 10 人）が預けられている。
また、平成 29 年度（2017 年度）の全国から同病院に寄せられた妊娠に関する悩み相談は 7,444 件（うち熊本県内 245 件）となっている。
- ・これらは、望まない妊娠/計画していない妊娠等様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示している。
- ・国においては、平成 30 年度（2018 年度）に「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究」が実施された。

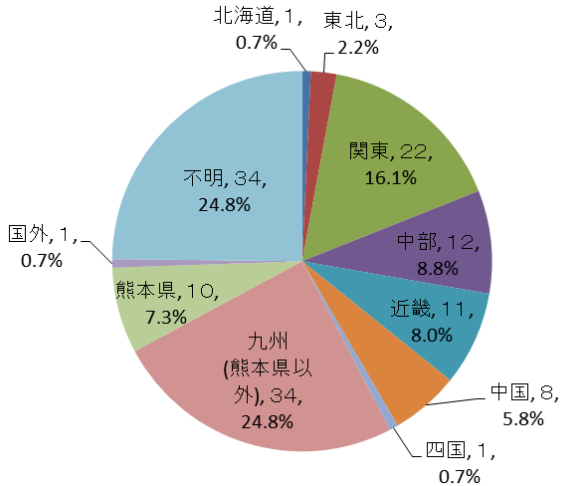
【課題】

- ・「こうのとりのゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ等の課題は解消されていない。
- ・子どもを権利の主体と捉える児童福祉法の趣旨を踏まえると、「こうのとりのゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもの出自を知る権利が損なわれることなどの懸念があるところ、子どもの権利と妊娠で悩む人々の、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要がある。
- ・本市における検証の中で、内密出産制度に関するドイツの評価として、同制度導入後、「こうのとりのゆりかご」が参考とした「ベビー・クラッペ」等の利用件数の減少、医療的手当のない妊娠と自宅出産（孤立出産）の減少は、内密出産法がもたらした効果である旨を言及しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要がある。
- ・「こうのとりのゆりかご」が開設されて12年が経った現在もなお抱え続けているこうした様々な課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備が必要である。

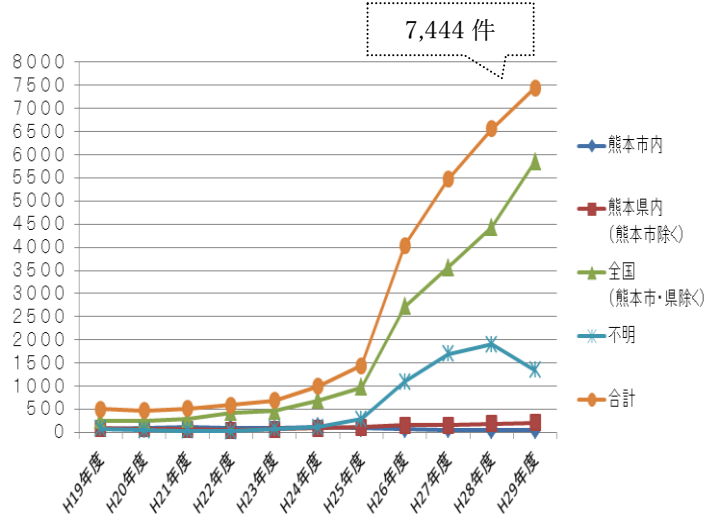
【このとりのゆりかごを運営する民間病院の状況（2007～2017年度）】

「こうのとりのゆりかご」へは全国から預け入れがあり、妊娠に関する全国からの悩み相談も、件数が増加している。

●預け入れ 137 件の父母等の居住地



●妊娠に関する悩み相談件数

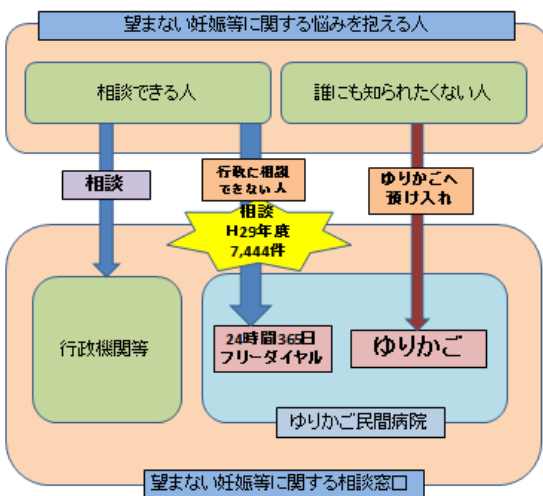


【妊娠に関する相談窓口体制の整備】

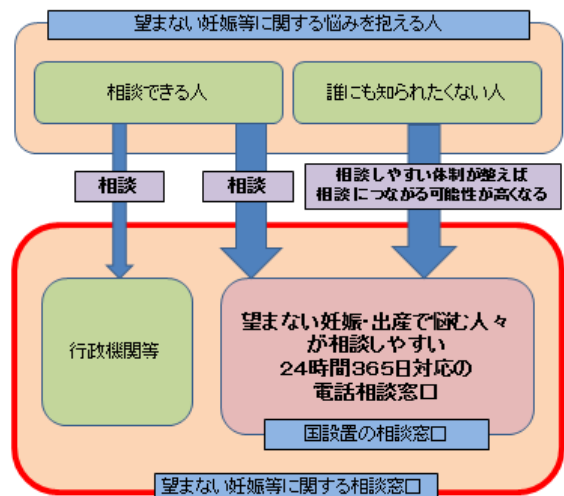
妊娠に関する悩みを誰にも知られたくない人は、身近な相談窓口を避けたいという思いがあるため、国による相談窓口の設置は、誰にも知られたくない人を相談につなげる効果が期待できる。

また、24 時間 365 日の対応を行うことで、誰でも相談しやすい体制作りが可能となる。

●現在の相談体制



●国による相談窓口設置後の体制



待機児童対策への支援

【厚生労働省・内閣府】

提案・要望事項

- 一、保育士不足は喫緊の課題であり、「保育対策総合支援事業費補助金」、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金」を活用した担い手の確保が大変重要であることから、引き続き保育士の人材確保を目的とした補助事業を継続していただきたい。
- 二、保育士の処遇改善については、技能と経験に応じた追加的な処遇改善が導入されているが、職場への定着に向け、経験年数に関わらず処遇改善されるよう財政支援を拡充していただきたい。

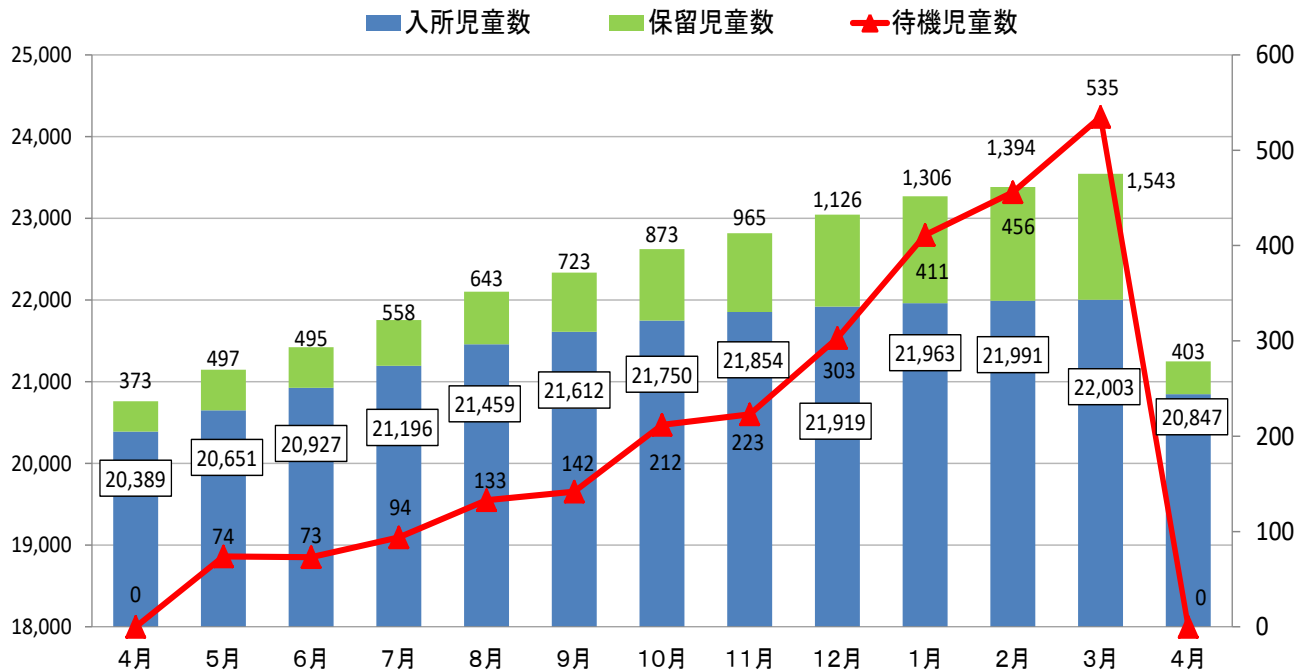
【現状】

- ・本市の待機児童対策については、認定こども園への移行や既存保育施設の定員転換等による「保育の受け皿の確保」、保育士就職研修会の開催や子育て支援員の養成等による「保育の担い手の確保」、各区役所に配置した利用者支援員による「保育入所業務の改善」を3つの柱として重点的に取り組んでいる。
- ・平成28年から平成30年までの4月時点の待機児童数は、3年連続「ゼロ」を達成したが、平成31年（2019年）4月時点の待機児童数は、6人となり、待機児童「ゼロ」を達成することができなかった。

【課題】

- ・今後、2019年10月からの幼児教育・保育の無償化等により、保育ニーズの更なる増加が見込まれる中、保育施設の定員増に伴い保育士の求人倍率が上昇していることや、短期間で離職する保育士が多いことなど、「担い手の確保」が特に困難な状況となっている。

【本市の保留児童・待機児童の推移（2017年4月～2018年4月）（単位：人）】



【保育士の処遇改善の具体的内容の一覧表】

項目	現行
保育士の人材確保に対する補助事業	○保育対策総合支援事業費補助金 ・保育士・保育所支援センター設置運営事業（2019年度予算額：4,300千円） ・保育士資格取得支援事業（2019年度予算額：3,000千円） ・保育士宿舍借り上げ支援事業（※今後活用を検討中の補助事業） ○子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・子育て支援員研修事業（2019年度予算額：1,000千円） ・職員の資質向上・人材確保等研修事業（2019年度予算額：735千円）
技能と経験による加算措置	○処遇改善等加算Ⅱ ・支給対象者：副主任保育士等の経験年数概ね<u>7年</u>以上、職務分野別リーダーの経験年数概ね<u>3年</u>以上 ・加算要件：技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（1人あたり5千円～4万円） ※2018年度処遇改善等加算Ⅱ加算実績施設数：234/250施設

子どもの貧困対策の推進に対する支援

【厚生労働省】

提案・要望事項

一、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として実施している「子どもの学習支援事業」については、経済的な理由での学力格差の是正に向けて高い効果が表れているため、今後も財政支援を継続していただきたい。

【現状】

- ・生活困窮者自立支援法に基づく任意事業「子どもの学習支援事業」については、平成 30 年度（2018 年度）現在、全自治体の 59%で実施されている。
- ・熊本市では 5 行政区内に各支援拠点を置き、生活保護受給世帯の中学 1 年生～3 年生を対象に合計 60 名の定員枠で委託により実施している。（予算額：令和元年度（2019 年度）19,700 千円）
- ・本事業の直近 4 年間における受講者の高校への進学率が 100%となるなど効果が表れている。
- ・経済的な理由での学力格差が、将来的な高校や大学等への進学、その後の就職へ影響し、貧困の連鎖につながることを懸念され、生活保護世帯以外の困窮世帯への事業拡大を検討している。

【課題】

- ・本市では、平成 24 年度（2012 年度）からモデル事業として実施しているが、厚生労働省の諮問機関である「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、当事業の未実施自治体には補助率（2 分の 1）が事業化における課題となっているのではないかと指摘があっている。
- ・今後、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図るための貧困対策を確実に実施する必要がある。

子ども医療費負担軽減に向けた措置

【厚生労働省】

提案・要望事項

一、子育て家庭が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律の子ども医療費の負担軽減に向けた方策を講じていただきたい。

【現状】

- ・わが国の将来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題。

【課題】

- ・子ども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じている。
- ・本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、自己負担の軽減等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮している。

【子ども医療費助成制度他都市比較（政令市 20 市） 2019 年 3 月現在】

	対象年齢		所得制限	自己負担	都道府県
	入院	外来			補助率
大阪市	18 歳	18 歳	有(12 歳以上)	有	1/2
新潟市	高校終了	小学終了	無	無	対象外
名古屋市	中学終了	中学終了			有
さいたま市				対象外	
京都市				1/2	
堺市				1/4	
熊本市				1/4	
千葉市				対象外	
静岡市				1/2	
浜松市				1/4	
神戸市				対象外	
仙台市			1/2		
福岡市		小学終了	無	1/4	
北九州市				対象外	
岡山市			有(1 歳以上)	1/4	
相模原市				有	
川崎市			小学 3 年		
横浜市					
広島市					
札幌市					

国土交通省

九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある 都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現

提案・要望事項

【国土交通省】

- 一、2 環状 11 放射道路網の早期整備
 - ・ 植木バイパス 3 工区の完成時期の公表、1 工区の早期事業化
 - ・ 熊本西環状道路の池上 IC～花園 IC 間の早期整備に向けた所要額の確保、砂原工区の早期事業化
 - ・ 熊本環状連絡道路の国直轄による事業化
 - ・ 中九州横断道路の早期事業化
 - ・ 熊本宇土道路の整備促進、有明海沿岸道路Ⅱ期の国直轄による事業化
- 二、熊本都市圏道路網の環状・放射機能の更なる強化
 - ・ 九州各地との連携を高め、物流・人流を活性化させる新たな広域的な道路ネットワークの補完・補強
 - ・ 平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、熊本西環状道路を重要物流道路の位置付けとして支援
- 三、市内一円で発生する慢性的な交通混雑の緩和
 - ・ 本市に点在する主要渋滞箇所の早期解消
 - ・ 短期的に効果発現可能な交差点改良などで都市内交通を円滑化
- 四、重要インフラ等の機能維持
 - ・ 長寿命化や防災・減災のために必要となる対策費用の持続的な予算の確保
 - ・ 安全で快適な道路環境を維持していくために必要となる予算の確保
- 五、地方創生を支える道路予算の安定的な総額確保

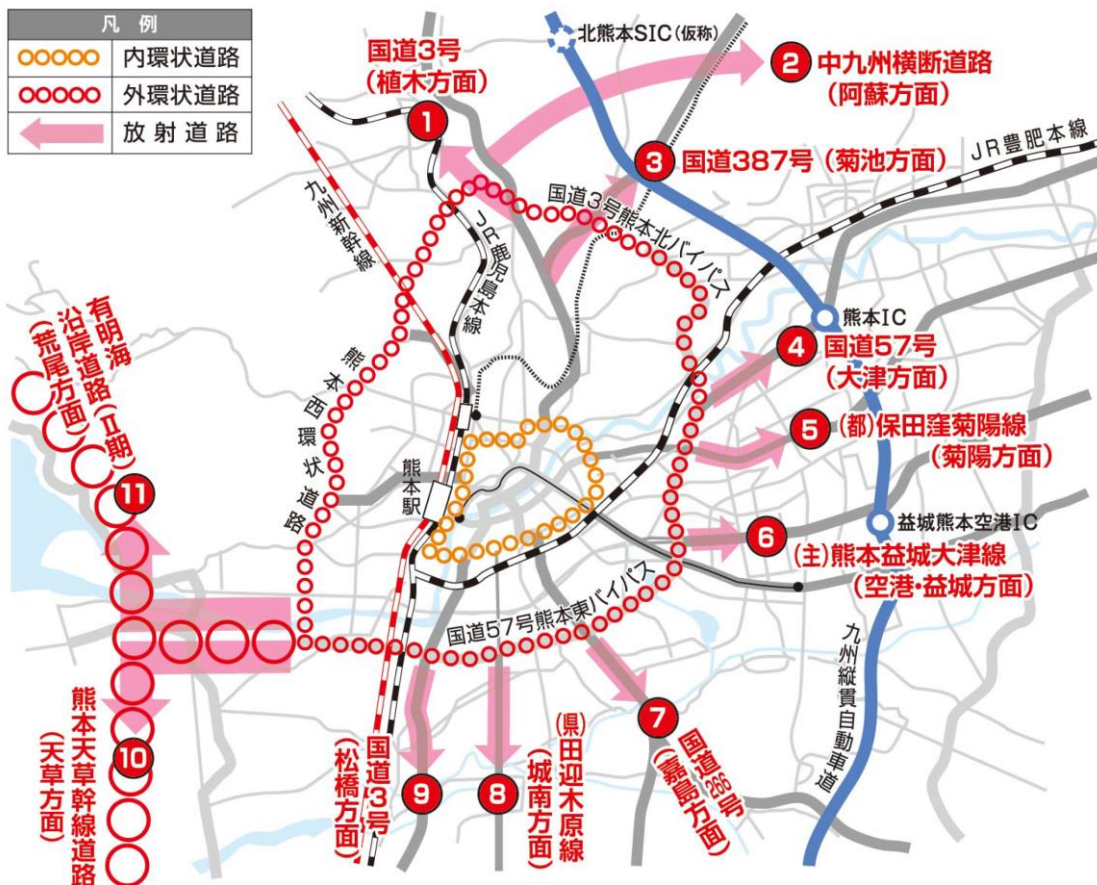
【現状】

- ・ 熊本都市圏内の主要渋滞箇所の約 7 割が熊本市中心部に集中し、慢性的な交通渋滞で経済活動での生産性低下や都市環境が悪化している。
- ・ 道路ネットワークの基盤である「2 環状 11 放射道路網」において、未だに連携しきれていない環状・放射道路ネットワークが存在している。
- ・ 平成 28 年熊本地震や自然災害による幹線道路の度重なる不通等を経験した。

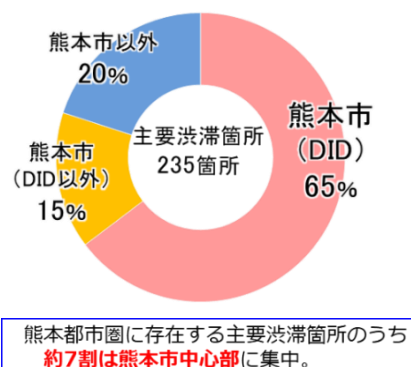
【課題】

- ・誰もが快適に移動できる都市空間として、定時性・速達性が確保された道路ネットワークや都市交通の整流化等の形成を目指すため、まず2環状11放射道路網の整備を促進する必要がある。
- ・さらに九州中央の広域交流拠点都市として、九州各地からの交通需要を受け入れることが可能となる新たな道路ネットワークを補完・補強し、地域経済の発展を目指す必要がある。
- ・一方で交通混雑の解消に向け、交差点の改良や安全対策による身近な道路環境の改善で、都市内交通を円滑化する必要がある。
- ・また、橋梁等重要インフラ施設の効率的な維持管理や土砂災害・冠水被害の回避、無電柱化の推進等、誰もが安全・安心で快適に利用できる道路空間の機能を維持する必要がある。
- ・これらの課題解決のための事業実施に向けて、計画的かつ着実に事業を推進するための財源を確保する必要がある。

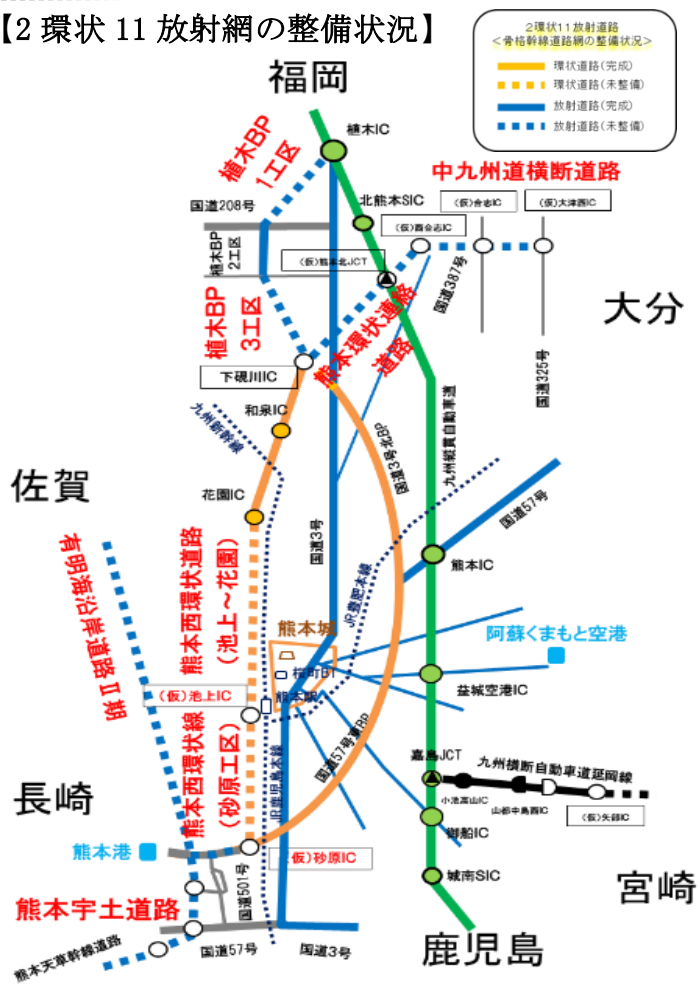
【2 環狀 11 放射網】



【九州中央の広域交流拠点都市】 【熊本都市圏の渋滞状況】



【2 環状 11 放射網の整備状況】



(平常時の幹線道路)

(熊本地震時の幹線道路)



日常的に渋滞している市街地
の状況



国道 3 号（熊本市北区植木町付近）
九州縦貫の通行止めによる交通渋滞

【地震による橋梁の被災】

伸縮装置や支承の破損による通行障害



【自然災害等による幹線道路の不通】

(冠水) 緊急輸送道路の通行止め



(法面) 落石による道路の寸断



熊本駅周辺等の街路事業の整備に対する支援

【国土交通省】

提案・要望事項

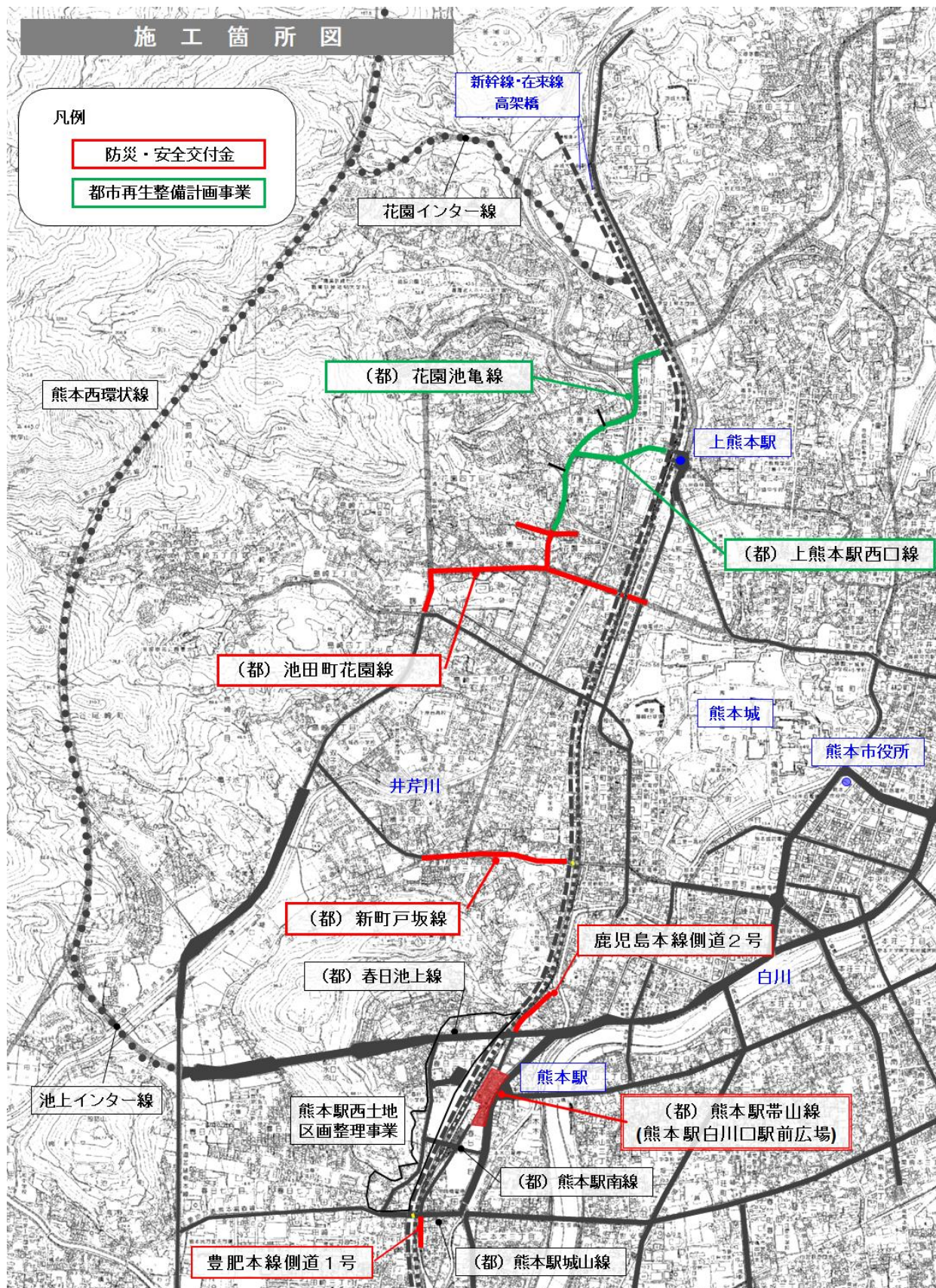
- 一、令和 2 年度（2020 年度）の熊本駅白川口（東口）駅前広場完成に必要な予算を確保していただきたい。
- 二、連続立体交差事業の効果の早期発現に向けた熊本駅・上熊本駅周辺街路整備に必要な予算を確保していただきたい。

【現状】

- ・平成 23 年（2011 年）3 月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルート等の整備を契機に、国・県・市が一丸となり、再開発事業や土地区画整理事業及び連続立体交差事業などの基盤整備に取り組んできた。
- ・連続立体交差事業が完了した熊本駅周辺では、J R 九州による駅周辺開発等と連携し、令和 2 年度（2020 年度）の完成を目指し、熊本駅白川口（東口）駅前広場や周辺街路の整備を行っている。
- ・熊本駅白川口（東口）駅前広場においては、広域交通拠点としての機能向上のみならず、熊本地震の教訓を踏まえ、一時避難場所やボランティア拠点等の防災機能を併せ持つ広場として整備している。
- ・また、上熊本駅周辺においても、連続立体交差事業の効果の早期発現に向けた街路整備を行っている。

【課題】

- ・熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業は、熊本県全体の更なる活性化につながることから、地元経済界や市民県民も大きな期待を寄せている。また、平成 28 年熊本地震からの復興に向けて地域経済を長期にわたり下支えする重要な事業であることから、着実に整備を進めていく必要がある。
- ・平成 30 年度（2018 年度）に連続立体交差事業は完了したものの、市街地の分断や交通渋滞の解消、民間開発の誘発や居住・交流人口の増加等のストック効果を発現させるためには、関連する街路事業を進める必要がある。
- ・なお、平成 28 年熊本地震における教訓を踏まえ、緊急輸送路等となる熊本駅・上熊本駅周辺街路の早期整備を進める必要がある。



【熊本駅白川口（東口）駅前広場レイアウト】



【熊本駅白川口（東口）駅前広場イメージ】



公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保 及び制度の拡充支援

【国土交通省】

提案・要望事項

- 一、電停バリアフリー化の整備について、事業の推進に必要な予算（社会資本整備総合交付金）を確保していただきたい。
- 二、公共交通の経営の安定強化を図るため、地域の実情に沿って円滑かつ柔軟な経営統合を可能とするスキームについて、独占禁止法の運用改善など、引き続き、具体的な検討を進めていただきたい。

【現状】

- ・本市では、過度に自家用車に依存しない「誰もが移動しやすく暮らしやすい都市」の形成を目指しており、中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸を基幹公共交通軸と位置づけ、公共交通機関の輸送力、速達性、定時性を強化するとともに、その基幹軸を補うバス路線網を再編し、わかりやすく効率的な運行体制を確立することとしている。
- ・市電は、定時性や速達性、輸送力など優れた機能を有した基幹公共交通であり、電停バリアフリー化などを計画的に行っている。
- ・バス交通においては、自動車利用の増加等により利用者数が減少傾向にあり、運行路線の約8割が赤字路線となっている。また、熊本都市圏では、民間バス事業者5社がそれぞれの運行計画により運行していることから、一部非効率となっている。

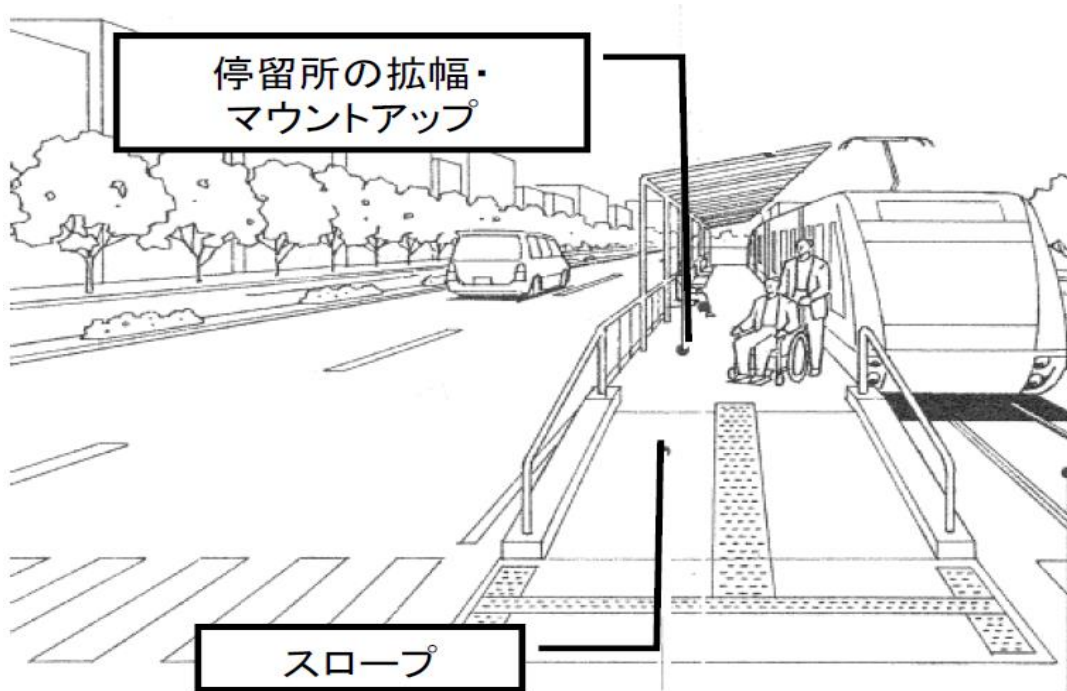
【課題】

- ・自動車交通から公共交通への転換を図るには、市電の電停バリアフリー化など安全性・利便性の向上により機能強化を進める必要がある。
- ・将来にわたって持続可能なバス交通を構築するためには、民間バス事業者がそれぞれの枠を超え、バス路線網再編や効率的な運行体制の構築に取り組む必要があり、現在、国で議論されている独占禁止法の特例措置を含めた検討が必要である。

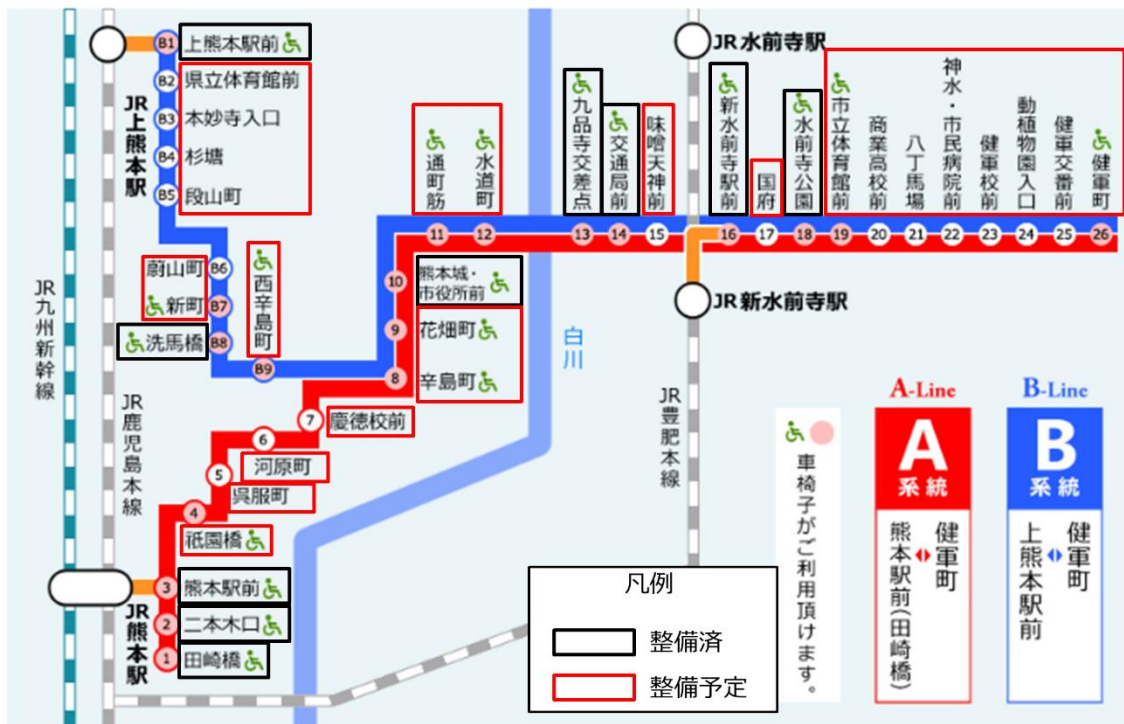
【電停バリアフリー化】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（2006 年制定、バリアフリー新法）に基づく整備を行う。

＜整備イメージ＞

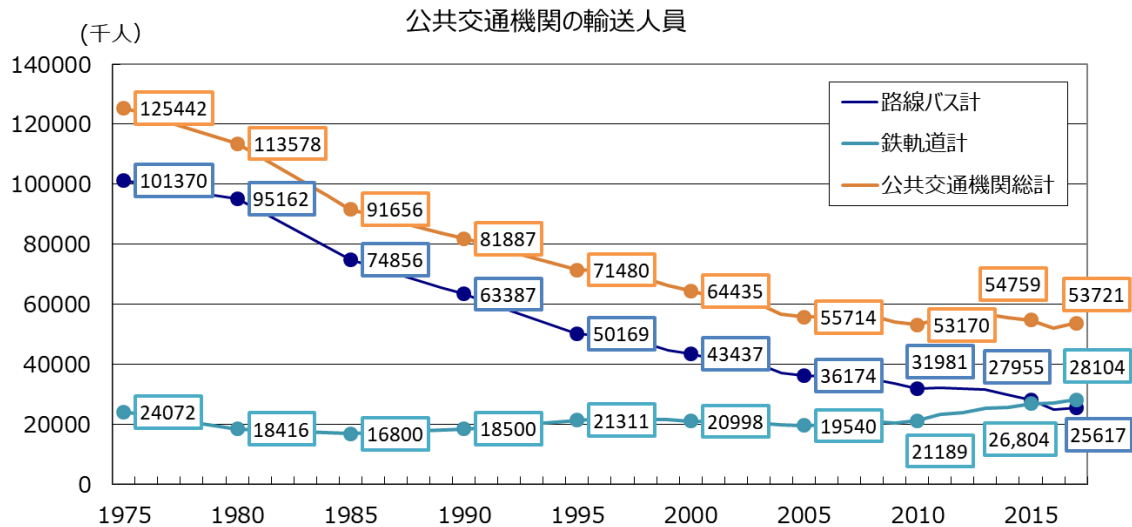


＜路線図＞

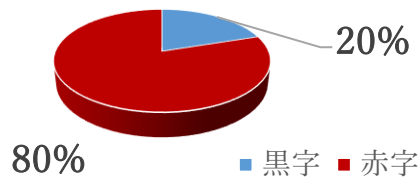


【バス事業者の現状】

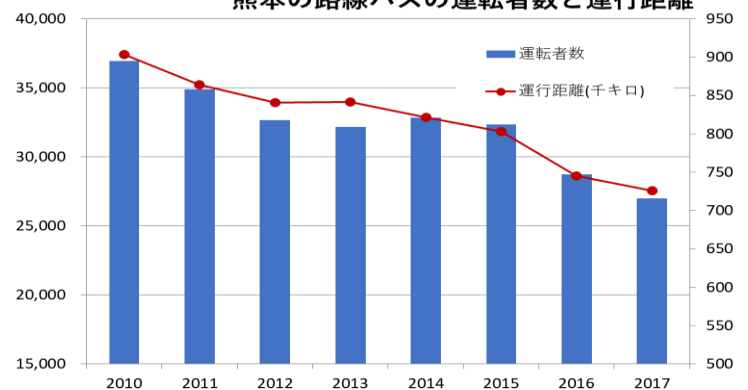
- ・バスの利用者や運行距離の減少が続いており、今後の人口減少により、さらに減少する恐れ。
- ・路線バス事業が赤字であることに加え、バスの利用者減少や運転士不足が熊本地震の影響で更に顕著になり、持続可能な経営がさらに困難に。



熊本の路線バスの運行系統の収支状況 (2016年)



熊本の路線バスの運転者数と運行距離



【今後のバス事業の検討】

- ・これまでバス事業者5社がそれぞれ独自のダイヤやルートを設定して運行



⇒事業者視点：競合路線の解消と効率的な運営が必要

⇒利用者視点：わかりやすく利用しやすいバス網やダイヤが必要

バス路線網再編、運行管理の一元化

- ・2019年3月28日「熊本におけるバス交通のあり方検討会」発足
- ⇒バス事業者、県及び市からなるプロジェクトチームで、熊本都市圏域等における一体的なバスネットワークの再編・強化や運行体制等を検討

白川改修事業・立野ダム建設事業等の治水事業の促進

【国土交通省】

提案・要望事項

- 一、白川河川改修事業の促進及び立野ダムの建設について、早期完成を図っていただくとともに、白川の更なる流下能力向上のため、河川整備計画を早期に変更し、引き続き事業を推進していただきたい。
- 二、立野ダム建設について流域住民の方々の理解を深めていただくための取組みを引き続き継続していただきたい。
- 三、令和２年度（2020年度）の本市の河川事業実施に必要な当初予算（防災・安全交付金）について、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【現状】

- ・白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町、本市など２市３町２村を貫流する１級河川であり、これまでの治水対策により治水安全度が向上してきたことで、半導体や自動車部品など九州を牽引する企業が進出してきており、経済の好循環などのストック効果が発現されつつある。
- ・また、平成２７年（２０１５年）４月に整備が完了した「緑の区間」でのイベント開催などにより、市民への潤い・癒し・賑わいが街中に創出されてきている。
- ・一方で、白川については、白川熊本市街部河川改修事業などにより事業進捗が図られ、また立野ダムにおいては、平成３０年（２０１８年）８月に本体工事の着工を迎えた。
- ・本市河川改修事業の流域内では、都市化の進展により降雨による流出量が増大し、洪水被害等が発生。

【課題】

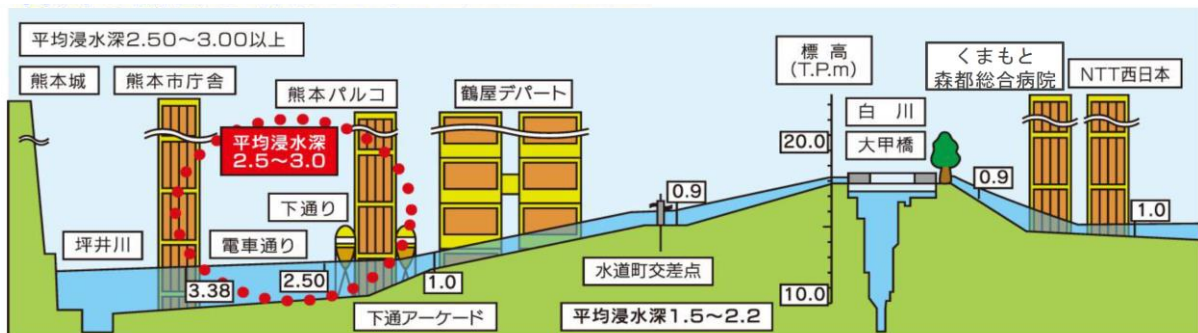
- ・国において取り組まれている、白川河川改修事業及び立野ダム建設の早期完成とともに、近年の局地化・激甚化する集中豪雨等による大規模災害に対応するため、白川の更なる治水安全度の向上が喫緊の課題。
- ・また、立野ダムについて、流域住民の方々に理解を深めていただくための取組みを引き続き継続していただくことが必要。
- ・大規模災害への市民意識の高まりに対応するため、広域河川改修事業等による本市河川の早急な治水対策が必要。

	2019 年度予算	備考
立野ダム建設事業	約 57 億円	2022 年度 完成予定
白川河川改修事業	約 21 億円	昭和 28 年白川大水害の洪水に耐えうる整備を段階的に実施中

【白川流域図】



【白川の断面と昭和 28 年の水害の水位】



< 健軍川流域 平成 19 年 7 月撮影 >



< 藻器堀川流域 平成 24 年 7 月撮影 >

桜町・花畑地区のオープンスペース整備に対する支援

【国土交通省】

提案・要望事項

一、桜町・花畑地区のシンボルプロムナード等のオープンスペース整備について、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【現状】

- ・桜町・花畑周辺地区は、本市の中心市街地において、熊本城と中心商店街をつなぐ重要な場所に位置している。
- ・桜町地区では、中心市街地の高度な都市機能の集積や賑わいの創出に向け、民間による再開発事業を推進してきたところであり、令和元年（2019年）9月にバスターミナル・商業施設等、同年12月に本市が取得する熊本城ホールが開業。
- ・花畑地区では、令和3年度（2021年度）の供用開始を目指し、2つの都市公園と広場から構成される広大なオープンスペース（約1.5ha）を整備し、回遊性を向上させ、官民一体となり賑いを最大化し、中心市街地の活性化を図ることとしている。

【課題】

- ・シンボルプロムナード等のオープンスペースにおいては、令和4年（2022年）春に開催を予定している全国都市緑化フェアの会場の一つになることから、これに先立ち着実に整備を進めて行くことが必要。

観光交流施設
「桜の馬場城彩苑」

熊本城

シンボルプロムナード

桜町地区

花畑公園

(仮称) 花畑広場

辛島公園

中心商店街

上通

下通

サンロード新市街

An architectural rendering of the proposed Shinjuku Square. The image shows a large, open public space with a mix of green lawns and paved walkways. In the foreground, there are several green umbrellas and people sitting on the grass. To the left, there is a curved, modern building with a glass facade and a walkway. The background features a dense urban environment with various modern buildings and a tall skyscraper. The sky is blue with some clouds. The overall scene depicts a vibrant, modern public square designed for community use.

熊本港の耐震強化岸壁の早期整備

【国土交通省】

提案・要望事項

一、熊本港の耐震強化岸壁の早期整備に向けて事業を継続していただきたい。

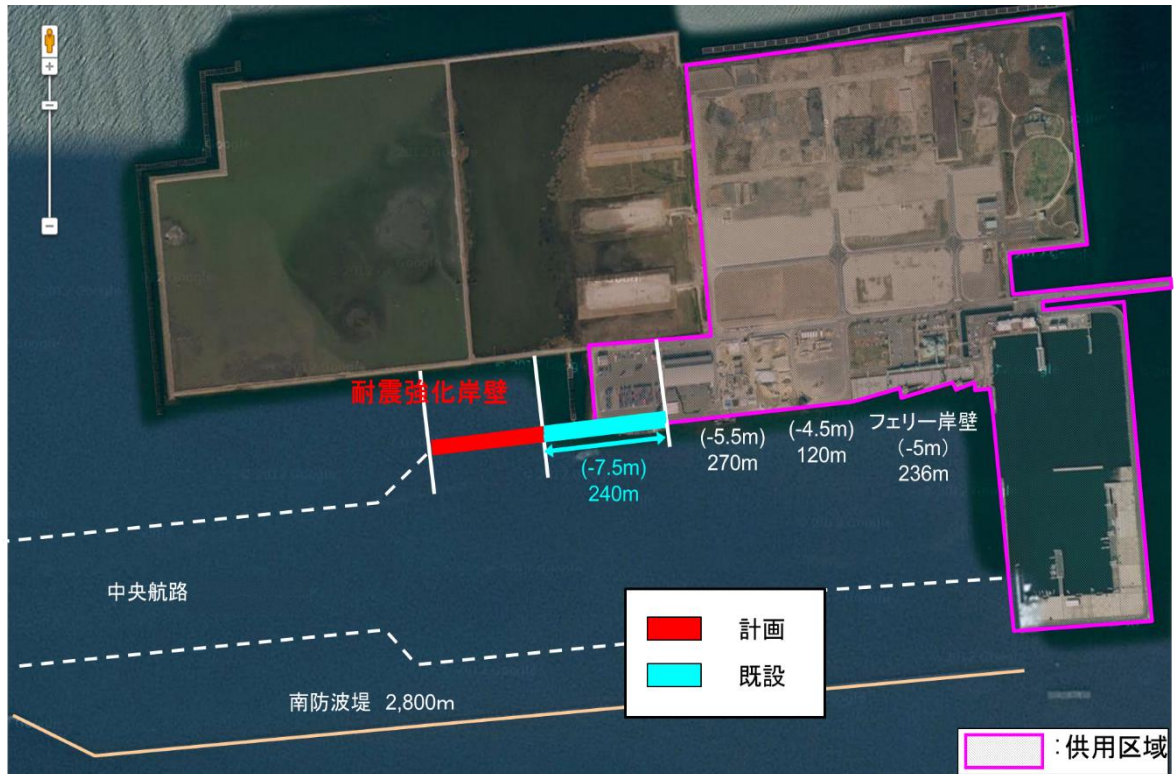
【現状】

- ・熊本都市圏の物流・人流拠点である熊本港は、平成 24 年（2012 年）にガントリークレーンが完成し、取扱貨物量の増加などのストック効果が着実に発現しており、本市は今後も官民一体となりポートセールス活動を推進していくこととしている。
- ・平成 28 年熊本地震では、熊本港も多くの被害を受けたが、国や県の迅速な対応により、早期に復旧し、九州縦貫自動車道等が寸断する中、その代替機能を発揮し、支援物資、支援部隊の輸送拠点としての役割を果たした。
- ・平成 29 年（2017 年）7 月から、本田技研工業株式会社が部品輸入で本格的に熊本港の利用を開始したことなどから、コンテナ取扱量が大きく増加するとともに、平成 30 年（2018 年）は「シルバー・ディスカバラー」が 4 月に 2 回寄港し、「にっぽん丸」が 10 月に 2 回寄港するなど、更なる物流・人流拠点としてのニーズも高まっている。

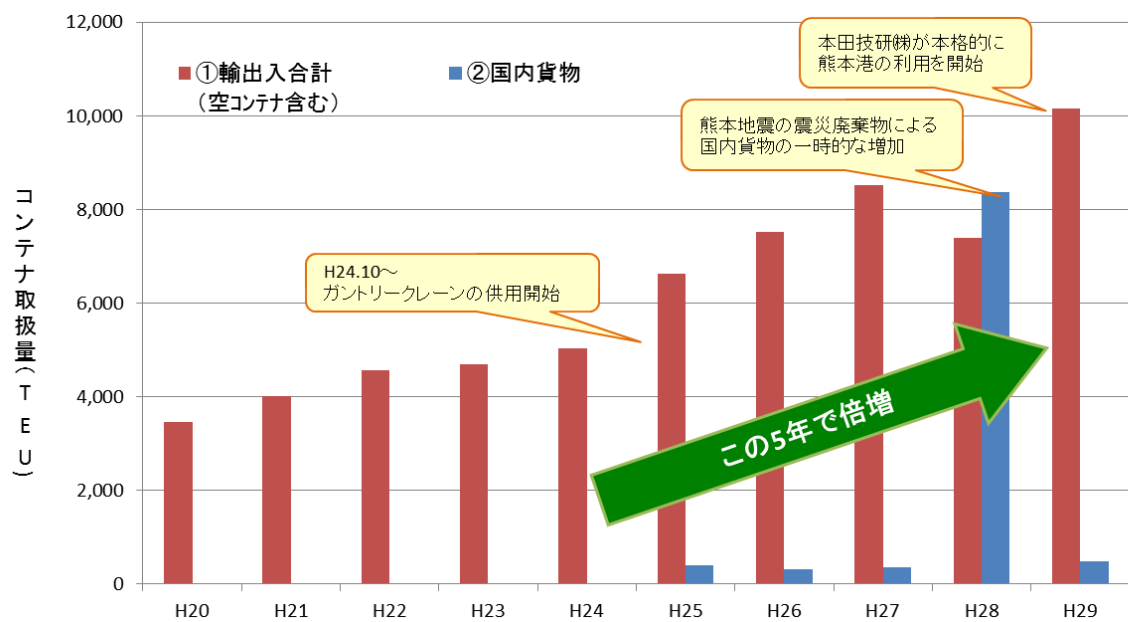
【課題】

- ・近年、コンテナ船の船型は継続的に大型化している傾向があり、現在供用している岸壁（-7.5m）では、大型船舶が停泊できず、貨物航路やクルーズ船誘致に支障をきたしている。
- ・熊本港は、物流・人流拠点のみならず、防災拠点としても極めて重要であり、災害対応力の強化及び物流・人流拠点機能の充実に向けて港湾機能の強靱化、特に、国により調査・検討が進められている耐震強化岸壁の整備が不可欠。

【熊本港の整備状況】



【熊本港におけるコンテナ取扱量の推移】



下水道施設の改築・更新に対する国費支援の継続

【国土交通省】

提案・要望事項

一、下水道施設の改築・更新について、下水道の果たす公共的役割を確保するため、国費支援を継続していただきたい。

【現状】

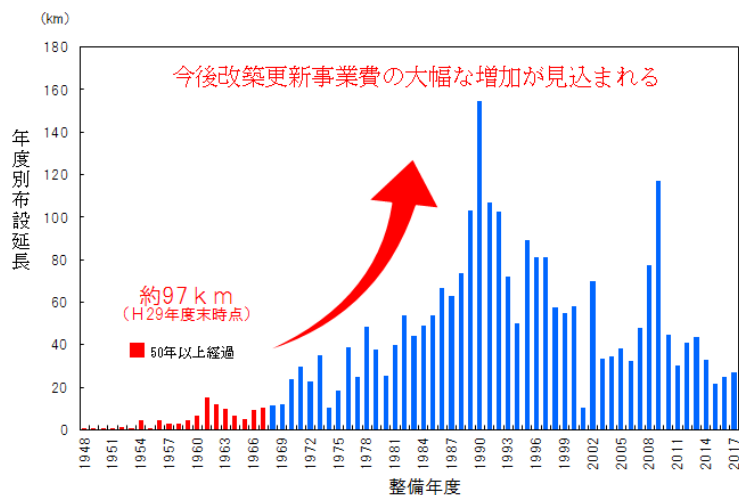
- ・現在、下水道施設の改築更新事業に対し毎年約 15 億円の投資を行っているが、今後老朽化が進行する中、更なる事業費の増加が見込まれる。
- ・平成 29 年度（2017 年度）の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築費用は、原則、使用料で賄うべきとの見解が示された。

【課題】

- ・改築に係る国費の支援がなくなった場合、改築や更新に大幅な遅れが生じ、道路陥没の発生やトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。また、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに一般会計への負担も増加することが懸念される。

【下水道管渠の年度別整備延長】

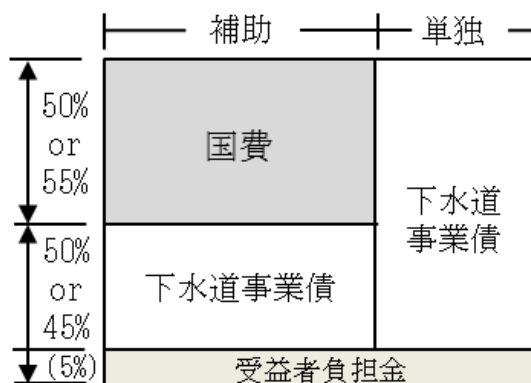
今後、布設後 50 年を経過する管渠は年々増加し、改築更新費用の大幅な増加が見込まれる。



【現在の改築・更新の財源構成】

管渠に対する補助率：50%

処理場に対する補助率：50%、55%



農林水産省

農業農村整備事業等に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望事項

一、農業農村整備事業について、令和 2 年度（2020 年度）事業量に必要な当初予算額を確保していただきたい。

(1) 農村地域防災減災事業、(2) 農業競争力強化農地整備事業、
(3) 農業水利施設保全合理化事業

二、農山漁村地域整備交付金について、令和 2 年度（2020 年度）事業量に必要な当初予算額を確保していただきたい。

(1) 農地整備事業、(2) 水利施設等整備事業、(3) 農道整備事業、
(4) 海岸保全施設整備事業

三、農業農村整備関連事業（非公共）について、令和 2 年度（2020 年度）事業量に必要な当初予算額を確保していただきたい。

(1) 農地耕作条件改善事業、(2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業

【現状】

- ・本市のは場整備率は着実に上昇しているが、平成 30 年度（2018 年度）の末日時点で約 3 割は未整備の状況。畑地や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っている。
- ・農地保全及び農村地域の防災・減災に必要な土地改良施設の中には老朽化により更新時期を迎えているものが多い。

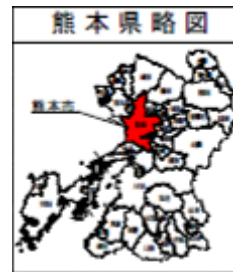
【課題】

- ・生産コストの更なる低減、担い手への農地集積の推進のため、条件不利地での基盤整備を着実に進める必要がある。
- ・農地等の湛水被害の未然防止や農村地域の防災減災のため、計画的に老朽化した排水機場の更新及びため池等の整備が必要。

【排水機場の更新】

●農村地域防災減災事業（湛水防除事業）

- ・地区名：上杉（かみすぎ）地区（新規要望地区）



老朽化により、各種機器の故障が頻発している。

【地区の基盤整備の実施状況】

本地区は、1級河川の緑川と浜戸川に囲まれ、周辺河川水位より低い水田地帯で、降雨時の湛水被害を解消するため、1969～1982年度に県営浜戸川北部地区湛水防除事業を実施している。

【地区の農家や営農の現状と課題】

当該排水機場が抱える受益地は、基盤整備が完了し、メロン、きゅうり、花き等の施設園芸も導入されているなど、農業が盛んな地区であるが、周辺河川の水位より低いため、大雨時は自然排水ができず、排水機場による強制排水を行い、湛水被害を防止している。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

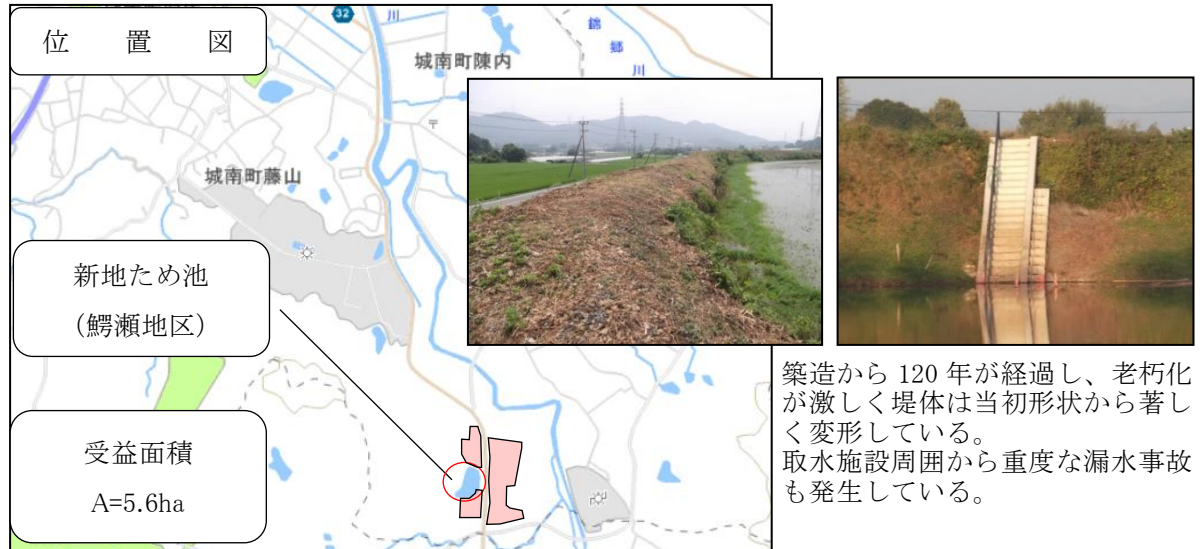
ポンプは1974年に設置され、設置から40年が経過し施設全体の経年劣化の進行が著しく、計画的にオーバーホール等の対応を行っているが、ポンプ設備に関連する交換部品の在庫がメーカーに乏しく、機械全体のオーバーホールが実施困難な状況であり、早急の施設改修の実施が望まれる。

本事業を実施し、地域の湛水被害を排除することで、水田の作付体系の高度利用と労力節減を図り、農業生産の基盤の確立及び農業経営の安定・向上に資する。

【ため池等の整備】

●農村地域防災減災事業（ため池等整備事業）

- ・地区名：鰐瀬（わにぜ）地区（新規要望地区）



【地区の基盤整備の実施状況】

本地区は、一級河川浜戸川に近接しているものの、地形的に河川からの取水が困難であることから、水源を本ため池に依存し、かんがいを行っている。

【地区の農家や営農の現状と課題】

当ため池が抱える受益地は、基盤整備が完了し、花き等の施設園芸も導入されているなど農業が盛んな地区であるが、ため池堤体は長年の崩壊等により形状が変形していることと、取水施設周囲から重度な漏水事故も発生するなど、ため池自体の老朽化が著しい状況にある。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

本ため池は 1899 年頃に築造され、120 年が経過し施設全体の老朽化が著しく、決壊した場合は人家等への影響も懸念されることから、早急な抜本改修が望まれる。

本事業を実施し、地域の湛水被害を排除することで、営農環境を維持するとともに、災害を未然に防ぎ農村地域の防災・減災対策の推進に資する。

成熟した園芸産地の維持・発展に対する支援

【農林水産省】

提案・要望事項

- 一、成熟した園芸産地において、今後、産地を維持・発展させるため、「産地改革計画」を策定した地域に対し、ハウスや集出荷施設等の整備を重点的に支援する新たな補助制度を創設していただきたい。
- ・ 離農した施設園芸農家の空きハウスの補修や補強を行い、担い手に集積させ、安価に有効活用する補助制度の創設
 - ・ 産地改革計画に基づいた担い手の投資に対して助成する施設野菜版の経営支援対策事業の創設

【現状】

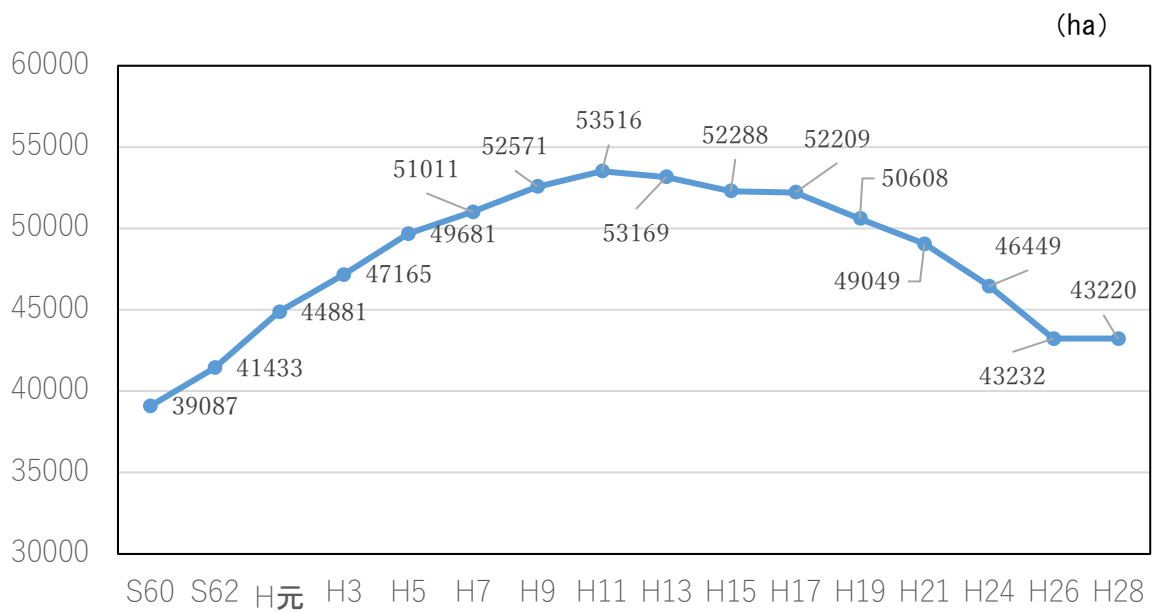
- ・ 全国の園芸用施設の設置面積は、平成 11 年（1999 年）をピークに減少しており、生産量も同様に減少。
- ・ 本市は、なすやすいかななどの施設園芸が盛んで、その栽培技術も全国トップレベルの成熟した園芸産地であるがゆえに、各種事業において成果目標のポイントが取れず、低コスト耐候性ハウス等の整備に取り組みにくい状況。
- ・ また、農業者の高齢化等により利用されていない空きハウスが増加。

【課題】

- ・ 施設園芸に取り組もうと考えている新規就農者にとっては、ハウスを整備する投資負担が大きく、取り組みにくい状況。
- ・ 農業者の投資意欲は高いものの、施設整備費の高騰や雇用労働力の不足等により経営規模の拡大が進まない。
- ・ 投資意欲の高い担い手農業者が成果目標のポイントが取れず、投資に踏み切れない。
- ・ 今後、産地においては、園芸農業の担い手を確保・育成するとともに、生産の維持・発展に向けて産地全体の構造を改革するための「産地改革計画」を策定し、それを踏まえて、投資を行う担い手農業者に対して支援する施策の展開が必要。

【全国における園芸用施設の設置実面積の推移】

(農林水産省：園芸用施設の設置等の状況より)



【日本一の作付面積を誇るすいかのハウス群】



農地中間管理機構集積協力金の交付に係る要件緩和 及び制度の充実

【農林水産省】

提案・要望事項

- 一、地域集積協力金の交付要件である集積率 20%超の要件について、
地域の实情（施設園芸地帯等）に応じて要件を緩和していただきたい。

【現状】

- ・本市では、関係機関と連携し、地域の話合いを通じて農業者等の意向に沿った農地の集積・集約化を進めているが、本市の農業は、施設園芸や果樹栽培が主体となっており、土地利用型農業の水田地帯と異なり、農地集積が進めにくい地域である。

【課題】

- ・本市には施設園芸を営む担い手が多く、大規模な面積が必要でない上に、園芸施設が点在していることから、土地利用型農業の水田地帯に比べ集積率が低調である。
- ・本市は中山間地域に指定されていないが、傾斜のある水田や畑も多く、受け手となる農家も少ないことから、集積が進めにくい状況。

【現行の支援制度と要望内容】

	現行	要望内容
一 地域集積協力金の交付要件の緩和	・地域内の農地のうち、集積率20%超が達成できなければ交付金は受けられない 20%超：1.0万円/10a	<u>施設園芸地帯等については、営農類型や立地条件など、地域の实情に応じた集積率となるよう下記のとおり地域集積協力金に係る交付要件の緩和を要望する</u> ・地域の耕地面積のうち、園芸施設が10%以上を占める地域については、<u>交付対象となる集積率を20%超から10%超まで引き下げよう</u>お願いしたい ・中山間地域に指定されていない条件の悪い傾斜が15度以上の畑や20分の1以上の水田がある地域については、<u>中山間地域のレベル（集積率4%超）まで交付対象となるよう集積率の引下げをお願いしたい</u>

【本市の経営耕地面積に占める園芸施設面積及び中山間面積の割合】

	市全体	中央区	東区	西区	南区	北区
経営耕地面積	9,713ha	31ha	961ha	2,227ha	4,022ha	2,473ha
園芸施設面積	1,106.5ha	1.9ha	40.8ha	92.3ha	271.3ha	700.5ha
園芸施設の割合	11.4%	6.1%	4.2%	4.1%	6.7%	28.3%
中山間面積	833.6ha			691.2ha		142.4ha
中山間の割合	8.6%			31.0%		5.8%

※経営耕地面積、園芸施設面積については、2015年農林業センサスの数値を引用

※中山間面積については、県知事特認を受け中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでいる農振農用地のみの面積であり、他の地域や白地を含めると相当な割合を占めている。

水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業 に対する財政支援

【農林水産省】

提案・要望事項

- 一、水産物供給基盤機能保全事業について、令和2年度（2020年度）の事業量に見合う当初予算額を確保していただきたい。
- 二、水産生産基盤整備事業について、令和2年度（2020年度）の事業量に見合う当初予算額を確保していただきたい。

【現状】

- ・四番漁港や海路口漁港は、漁港施設の沈下や老朽化に加え、大潮満潮時には冠水することにより漁業活動に支障をきたしているため、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の嵩上工事や補修工事を実施。
- ・天明漁港は、現在、漁船の安全性確保や漁業者の過重労働軽減、生産労働効率化を目的に水産生産基盤整備事業を活用し、防波堤や物揚場等を整備。

【課題】

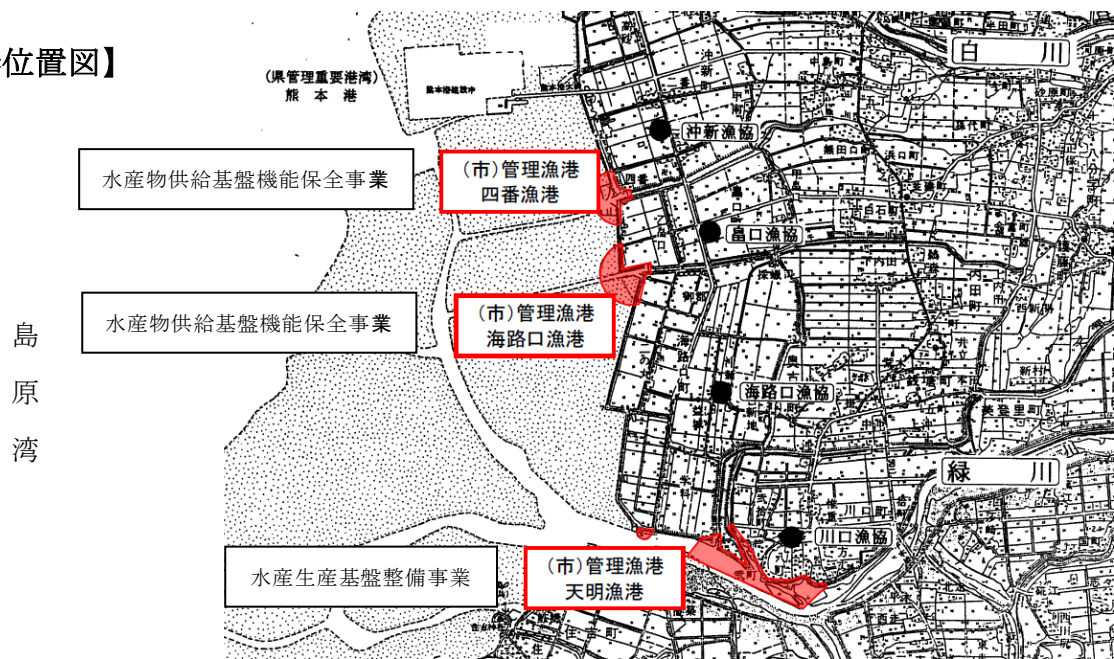
- ・いずれの事業も漁港管理上、大変重要な事業となっているが、特に水産物供給基盤機能保全事業については、計画通りに事業が進捗していない状況。

【事業の進捗状況（事業費ベース）】

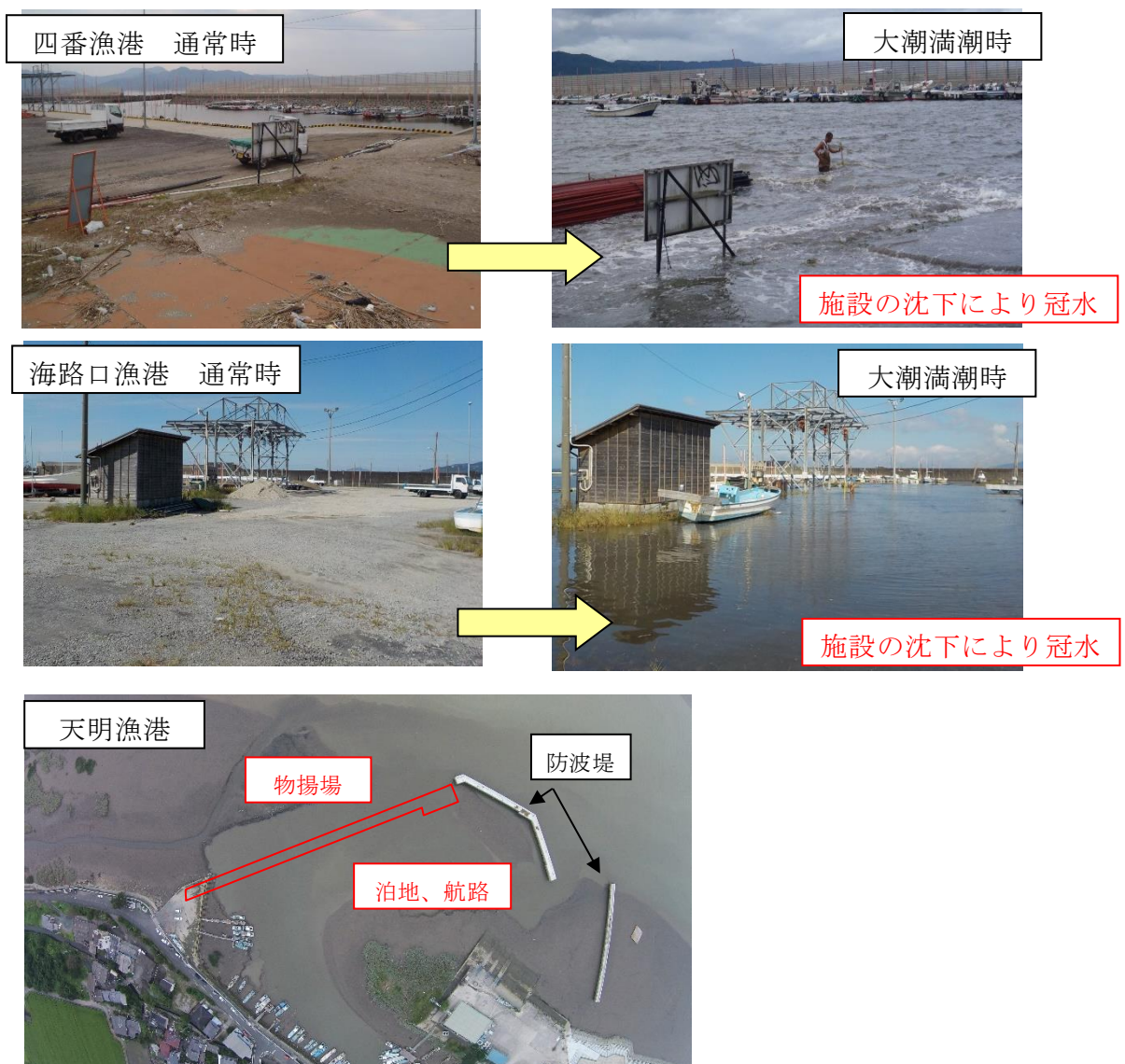
（千円）

事業名	全体事業費	実施済事業費	2020年度要望額（事業費）
水産物供給基盤機能保全事業 （四番・海路口漁港）	335,000	164,602	80,000
水産生産基盤整備事業 （天明漁港）	1,800,000	799,334	200,000

【漁港位置図】



【各漁港の現況写真】



環境省

市街地での鳥類の被害防止対策に対する支援

【環境省】

提案・要望事項

- 一、市街地での鳥類（カラス・ムクドリ）の被害について、以下のような全国での被害対策の情報収集・発信を実施いただきたい。
- ・被害都市におけるカラス及びムクドリの飛来、生息、生態に関する調査
 - ・被害都市が取り組んでいる被害防止対策及びその効果の調査、検証（優良事例の情報収集・発信）
 - ・国における被害防止対策の調査・研究

【現状】

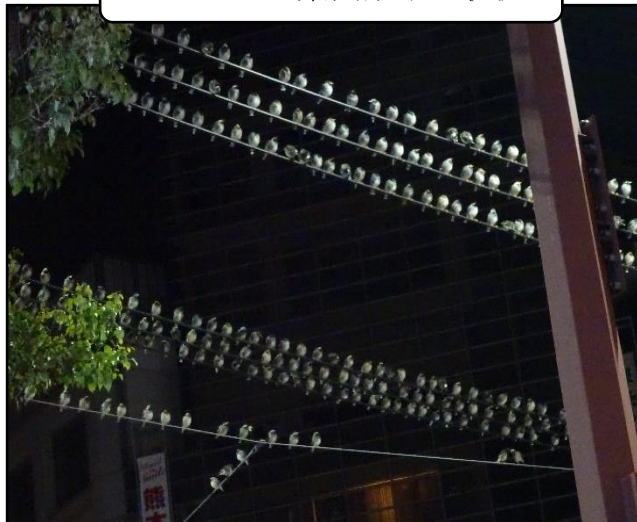
- ・本市では、鳥獣被害対策については農作物被害を中心に農村集落において対応を行ってきたが、平成 30 年（2018 年）4 月に鳥獣対策室を設置し、市街地における鳥獣被害対策も一元的に対応。
- ・本市では、昨年からミヤマガラスやムクドリが市街地に集団で飛来し糞害等の被害が発生しているが、佐賀市や福井市、姫路市、浜松市をはじめとした他都市でも同様の状況で対応に苦慮している。

【課題】

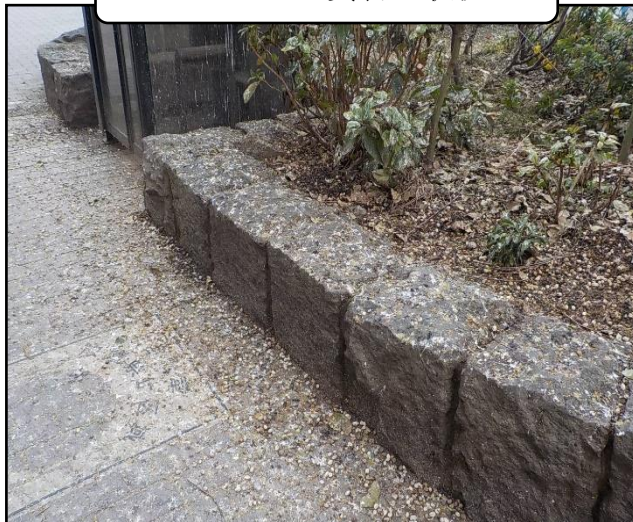
- ・本市では、九州電力や本市交通局等が鳥類の飛来防止対策として電線にテグスを設置しているものの、効果は一時的な状況。
- ・他都市においては、ムクドリについて忌避音機器等を導入し対策を行っているが、効果は一時的ですぐに慣れてしまう状況。
- ・市街地では、農村集落とは異なり、銃器やロケット花火等による追い払い、捕獲等の対策が実施できない状況。
- ・樹木の強剪定は、飛来防止に一定の効果はあるものの、別の場所にねぐらに移す可能性もあり、根本的な解決策にはなっていない。
- ・特に、ミヤマガラスについては、最近になって全国的に被害が増加しており、地方自治体で連携した対応が必要。

【本市の市街地における被害状況】

ムクドリの集団飛来状況



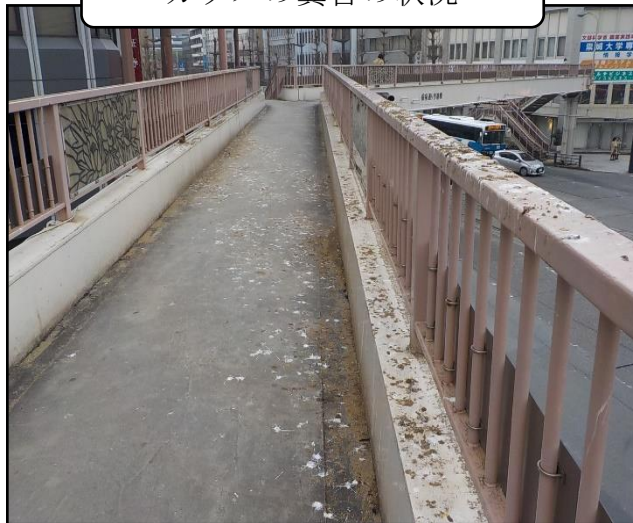
ムクドリの糞害状況



カラスの集団飛来状況



カラスの糞害状況



容器包装リサイクル制度における処理体制の見直しに 対する支援

【環境省】

提案・要望事項

- 一、容器包装リサイクル制度における選別作業の費用低減が図られるよう、市町村が行っている選別作業を再商品化事業者が行う選別作業へ一本化する等作業工程を見直していただきたい。
- 二、「製品プラスチック」を「プラスチック製容器包装」と一括して市町村が回収する場合、再商品化事業者にて処理できる体制を構築していただきたい。

【現状】

- ・現在の容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条に基づき、市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。

【課題】

- ・この作業工程において、市町村が行っている選別作業は処理費用がかさむことから、他市町村においては、財政負担に耐えかねて分別収集を行わないところや止めるところも出てきており、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。
- ・また、本市をはじめとする多くの市町村では、容器包装リサイクル制度の対象ではないことなどにより「製品プラスチック」を焼却又は埋却処分しており、リサイクルが進んでいない現状もある。
- ・容器包装リサイクル制度について、市町村の事務効率化、処理費用の低減（社会全体のコスト低減）、資源有効利用率（リサイクル率）の最大化等を図る余地がある。

【本市のプラスチック製容器包装のリサイクルの流れ】

プラスチック製容器包装の分別収集（ステーション収集、週1回）を行い、収集物を容器包装と不適物に選別し、指定法人が指定する再商品化事業者へ引き渡している。



【プラスチック製容器包装に係る収集量及び資源化量】

（単位：t）

項目	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
収集量	5,135	5,130	5,378	4,964	5,120
資源化量	4,217	4,467	4,384	4,279	4,392

【プラスチック製容器包装に係る処理経費】

（単位：千円）

項目	2013 年	2014 年	2015 年 (※1)	2016 年	2017 年
収集運搬	196,638	196,638	164,637	164,047	165,913
残渣焼却	15,652	10,057	6,295	6,478	6,247
残渣埋立	5,624	4,437	2,847	3,353	1,187
資源化(※2)	175,763	175,763	120,722	120,722	120,722
計	393,677	386,895	294,501	294,600	294,069

※1 収集運搬費用等がH27 年度以降減少しているのは、入札結果によるもの

※2 資源化にかかる費用＝選別業者に委託することにより発生している費用

【本市の家庭ごみのリサイクル率】2020 年度（平成 32 年度）目標値 30%

（単位：％）

項目	H25	H26	H27	H28	H29
リサイクル率	22.3	21.5	21.6	25.3	23.3

【本市の製品プラスチック年間焼却量】H29 推定 3,975 トン